照

表

目次

宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)(附則第三十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(附則第三十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号) (附則第二十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) (附則第二十八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (附則第二十七条関係)・・・・・・・・・・・・・・	〇協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号) (附則第二十六条関係)・・・・・・・・・	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) (附則第二十五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) (附則第二十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	医療法(昭和二十三年法律第二百五号) (附則第二十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)((附則第二十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) (附則第二十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (附則第十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号) (附則第十八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) (附則第十七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) (附則第十五条関係)・・・・・・・・・・	商工組合中央金庫法 (昭和十一年法律第十四号) (附則第十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	無尽業法(昭和六年法律第四十二号) (附則第十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇担保附社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号) (附則第十一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商法(明治三十二年法律第四十八号) (附則第十条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
55	54	53	52	51	44	42	35	34	33	32	24	23	16	7	6	5	2	1

() () () () () () () () () ()
--

商法(明治三十二年法律第四十八号) (附則第十条関係)

項 免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ 免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ	第二百九十七条ノニ(銀行、信託会社又八担保附社債信託法第五条第 第二百九十七条ノニ)銀行、信託会社又八担保附社債信託法第五条ノー)の1000円の1000円の1000円の100円の100円の100円の1	シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ 害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ	又八信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但 ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ	供シ又八其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社 供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社	債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ 債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ	(略) (略)	第百条 (略) 第百条 (略)	改正案現
ソレバ社信	云		7	S.	74			

担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号) (附則第十一条関係)

改 正 案	現
二非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス第五条が担保附社債ニ関スル信託事業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クル	ノ外内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス第五条 担保附社債ニ関スル信託事業ハ特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除ク
信託業法(平成十六年法律第一号)第三条若八第五十三条第一	(新設)
項ノ免許ヲ受ケタル者又ハ金融機関の信託業務の兼営等に関する法	
律(昭和十八年法律第四十三号以下兼営法ト称ス)第一条第一項ノ	
認可ヲ受ケタル金融機関(社債ノ管理業務及担保権ニ関スル信託業	
務ヲ営ムモノニ限ル) ハ前項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス	
前項ノ規定ニ依リ第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者ガ信	(新設)
託業法第四十四条第一項ノ規定ニ依リ同法第三条ノ免許ヲ取消サレ	
若八同法第五十九条第一項ノ規定ニ依リ同法第五十三条第一項ノ免	
許ヲ取消サレ若ハ同法第四十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ同法	
第三条若八第五十三条第一項ノ免許ガ其ノ効力ヲ失ヒ又ハ兼営法第	
八条ノ三ノ規定ニ依リ兼営法第一条第一項ノ認可ヲ取消サレタルト	
キハ前項ノ規定ニ依リ取得シタルモノト看做サルル免許ハ其ノ効力	
ヲ失フ	
第八条ノニー信託業法第十五条、第二十二条乃至第二十四条、第二十	(新設)
八条第三項及第二十九条ノ規定八信託会社(第五条第二項ノ規定ニ	
依リ同条第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者及信託業法第	
七条第一項又八第五十四条第一項ノ登録ヲ受ケタル者ヲ除ク)ガ担	
保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス	

#事業ヲ ス	
知者八三年以下 第五条	│ │ 第五条第一項ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ
第百八条 第五条	以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
	第百八条 次ノ各号ノーニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円
(略)	(略)
第 十 十	
(略)	(略)
	任八内閣総理大臣ニ於テ之ヲ為ス
文八解 任又八解任八内閣総理大臣ニ於テ之ヲ為ス	七十二条第二項又八第七十四条第二項ニ定ムル清算人ノ選任又八解
(社法第 会社法第七十二条第二項又八第七十四条第二項ニ定ムル清算人ノ選	七条第二項、第四百二十六条第二項、其ノ準用規定、有限会社法第
『四百十 第四百十七条第二項、第四百二十六条第二項、其ノ準用規定、有限	商法第百二十二条、第百三十二条第二項、第百三十八条、第四百十
二係ル 第十五条 商法第百二十二条、第百三十二条第二項、第百三十八条、	第十五条 担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社ニ係ル
	二医リ清算人ヲ選任ス
(ノ請求) 大臣八利害関係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス	ソ取消二因リテ解散シタルトキハ内閣総理大臣ハ利害関係人ノ請求
第十四条 信託会	第十四条 担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社カ免許
消二因リテ解散ス	/ ソ取消二因リテ解散ス
第	第十三条 担保附社債ニ関スル信託事業ヲ専業トスル信託会社ハ免許
『スープ第九条』信託ノ業務八内閣総理大臣ノ監督ニ属スープ	第九条 信託会社ガ営ム信託ノ業務八内閣総理大臣ノ監督二属ス

二(略) ニー 第五条第一項ノ免許 ニー 第五条第一項ノ免許 アラミカ ハンヲ金融庁長官ニ委任ス アラミカ カラ カラ 大ラ 大コ 大コ 大コ 大コ 大田 大臣ノ職権 (次二掲グルモ 第百十九条ノ三 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権 (次二掲グルモ 第百-	併科スシタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ	第八条ノニニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定ニ違反違反シタル者	第八条ノニニ於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ニ シタル者	第三号又八第四号ノ規定二違反シテ此等ノ規定二掲グル行為ヲ為第八条ノニニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、	金二処シ又八之ヲ併科スの一年以下、懲役者ノ三百万円以下、置	/ 予語/ こ亥首々レ香へ F人て/ 豫を持て三国17月人で/ 同一他人二担保附社債二関スル信託事業ヲ営マシムル者	第八条ノニニ於テ準用スル信託業法第十五条ノ規定ニ違反シテ
二(略) 「第五条ノ免許」のであり、「おり、これでは、「のでは、これでは、これでは、これでは、「のでは、これでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、 「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、「のでは、これでは、これでは、「のでは、これでは、これでは、「のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ							

無尽業法(昭和六年法律第四十二号) (附則第十三条関係)

害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ	要ス但シ営業ノ全部又ハー部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ ゠但ご	託会社若八信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ (託署)	担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信 担保	部ノ譲渡又八譲受ヲ為サントスル無尽会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ ・部・	第一項ノ期間内ニ債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ営業ノ全部又ハー (第一	(略) (略)	第二十一条ノ四 (略) 第二十一条ノ四 (略)	三 (略) 三	金銭信託	タル金融機関ヲ謂フ以下同ジ)へ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ為ス	る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項ノ認可ヲ受ケ	信託業務ヲ営ム金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す ニ	(略)	コトヲ得ズ	第十条(無尽会社八次丿方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スル 第十条	改 正 案
ルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ	但シ営業ノ全部又ハー部ノ譲渡又ハ譲受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害ス	託業務ヲ営ム銀行若ハ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス	担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信	部ノ譲渡又八譲受ヲ為サントスル無尽会社八弁済ヲ為シ若八相当ノ	第一項ノ期間内二債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ営業ノ全部又ハー	(略)	第二十一条ノ四 (略)	(略)			為ス金銭信託	信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社へ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ	(略)	コトヲ得ズ	無尽会社八左ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スル	現行

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号) (附則第十四条関係)

(略)	四 (略)	タル金融機関ヲ謂フ) ヘノ金銭信託ヲ為スコト	ル法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項ノ認可ヲ受ケ	三(信託業務ヲ営ム金融機関(金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関ス	一・二 (略)	余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ	第二十九条 商工組合中央金庫八次二掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ	改正案
(略)	四 (略)			三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社へノ金銭信託ヲ為スコト	一•二 (略)	余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ	第二十九条 商工組合中央金庫ハ左二掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ	現

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号) (附則第十五条関係)

• (略)	• (略)
	二 債務ノ履行
	八 債権ノ取立
	ロー財産ノ整理又八清算
	イ第三号二掲グル財産ノ管理
	七 次二掲グル事項ニ関スル代理事務
	六 財産ノ取得、処分又八貸借ニ関スル代理又八媒介
	五一会計ノ検査
	四 財産二関スル遺言ノ執行
	二依リ管理ヲ行フモノニ限ル)
	託業務ノ種類及方法二規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法
	三 財産ノ管理 (受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信
	三項二於テ信託受益権販売業ト称ス)
	二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業(第四条第
	信託業法第二条第八項二規定スル信託契約代理業
	入) ヲ営ムコトヲ得
信託業務ト称ス)ヲ営ムコトヲ得	及次二掲グル業務 (政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称
業法二依リ信託会社ノ営ム業務 (政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下	業法 (平成十六年法律第 号)第二条第一項ニ規定スル信託業
融機関ト称ス)八他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託	融機関ト称ス)八他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託
第一条 銀行其ノ他ノ金融機関 (政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金	第一条 銀行其ノ他ノ金融機関(政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金
現	改正案

第四条 託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第 り第七条第一項の登録を取り消した」トアルハ之ヲ「金融機関の信 り第三条の免許を取り消した場合又は第四十五条第一項の規定によ 該」トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九条第一項中「第七条第 り同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二条第 許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失った」トアルハ之ヲ り消された場合若しくは第四十六条第一項の規定により第三条の免 れた場合、第四十五条第一項の規定により第七条第一項の登録が取 った場合、 但シ同法第十一条第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなか 及第四十九条ノ規定八金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス 三項の登録の更新をしなかった場合、第四十四条第一項の規定によ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定によ 項の認可を取り消した」トス |項中「第十七条から第十九条までの届出若しくは措置若しくは当 信託業法第十一条、 第四十四条第一項の規定により第三条の免許が取り消さ 第二十二条乃至第三十一条、 第四十二条

「ハ之ヲ信託財産トス」 大第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアル 大第十三条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同 大第十二条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同 大第十八条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但 第四条 信託業法第七条乃至第十条ノニ、第十三条第一項、第十七条

為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ	八金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ
十四条ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ	第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告
議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七	場合二於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七十四条ノ二十
第六条ノニ 信託会社又八信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決	第六条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル
	要セズ
コトヲ要セズ	依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ
規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スタル場合ニ於テ商法第百条第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル	八号) 第四百十二条第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ 同ジ) ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法 (明治三十二年法律第匹十
併及び転換に関する法律ニ依ル合併ヲ除ク以下同ジ)ノ決議ヲ為シ	関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)ニ依ル合併ヲ除ク以下
第六条(信託会社又八信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併(金融機関の合	第六条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併 (金融機関の合併及び転換に
	限ル)ヲ締結スルコトヲ得
	シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約(内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ
	ル場合又ハ予メー定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填
	所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限リ元本ニ損失ヲ来シタ
	信託業法第二十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル
(新設)	第五条ノ四(信託業務ヲ営ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル
受クベシ	
セントスルトキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ	
信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止	(削る)
第五条 (略)	第五条 (略)
	ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

(略)	(略)
第八条ノニ(略)	第八条ノ四(略)
第八条 (略)	第八条ノ三(略)
	為スコトヲ得業務ヲ営ム金融機関ノ信託業務ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ機関ノ信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ財産ノ供託若ハ当該信託
(新設)	信託財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ当該信託業務ヲ営ム金融第ハ条ノニ(内閣総理大臣ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託業務又ハ
(新設)	総理大臣ニ提出スベシ第八条(信託業務ヲ営ム金融機関ハ毎半年業務報告書ヲ作リ之ヲ内閣
	を営む金融機関」トスアルハ之ヲ「分割により信託業の承継をした信託会社又は信託業務者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後の信託会社」ト
信託業法第十六条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第七条ノニ(略)	信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ分割ニ異議ヲ述ベタル受益第七条ノニ(略)
信託業法第十六条第二項ノ規定八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス	者アル場合ニ之ヲ準用ス信託業法第四十条第二項ノ規定ハ前項ノ合併ニ異議ヲ述ベタル受益
第七条 (略)	第七条 (略)
(略)	(略)

(新設)	二 第四条第一項二於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ヲ為シタル者 「 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一以下ノ罰金二処シ、又ハ之ヲ併科ス
第九条ノ四 左ノ各号ノーニ該当スル者ハー年以下ノ懲役又ハ三百万第九条ノ四 左ノ各号ノーニ該当スル者ハ	(削る)
二 第八条ノ規定ニ依ル信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業法第十八条ノ規定ニ依ル信託業務円以下ノ罰金ニ処ス円以下ノ罰金ニ処ス	二 第八条ノニ又ハ第八条ノ三ノ規定ニ依ル信託業務ノ停止ノ命令

付不実ノ記載ヲ為シタル者
スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ、若八重要ナル事項ニ
九(第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ為サズ、又ハ之ニ記載)
検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若八忌避シタル者
シテ答弁ヲ為サズ、若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ、又ハ此ノ規定ニ依ル
依リ適用スル同法第百条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対
ハの第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ
ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告若ハ資料ノ提出ヲ為シタル者
依リ適用スル同法第百条第一項ノ規定ニ依ル報告若八資料ノ提出
七 第四条第三項二於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定二
為サズ、又八虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者
依リ適用スル同法第九十八条第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ヲ
六の第四条第三項二於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ
掲グル行為ヲ為シタル者
第一項第一号、第三号又八第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ
依リ適用スル同法第九十六条ニ於テ準用スル信託業法第二十四条
五 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ
忌避シタル者
偽ノ答弁ヲ為シ、又ハ此等ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若ハ
二項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁ヲ為サズ、若ハ虚
四第四条第一項二於テ準用スル信託業法第四十二条第一項若八第
若八資料ノ提出ヲ為シタル者
二項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告
三第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第四十二条第一項若八第
二違反シタル者

Z	
対シ当該各号二定ムル罰金刑ヲ、其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科	シ当該各号二定ムル罰金刑ヲ其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス
定ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ	
従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ左ノ各号ニ掲グル規	業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ次ノ各号ニ掲グル規定
第九条ノ五 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ	第十四条(法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従
	二依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者
	四第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定
	付シタル者
	二依ル報告書ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ交
	三第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十七条第一項ノ規定
	二依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者
	二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十六条第一項ノ規定
	違反シテ供託ヲ為サザル者
	第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第八項ノ規定ニ
	以下ノ罰金二処シ、又ハ之ヲ併科ス
(新設)	第十三条 次ノ各号ノーニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円
	ヲ変更シタル者
	第五条ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケズシテ業務ノ内容又八方法
	違反シテ信託業務ヲ開始シタル者
	一第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第五項ノ規定ニ
	下ノ罰金二処シ、又ハ之ヲ併科ス
(新設)	第十二条 次ノ各号ノーニ該当スル者ハー年以下ノ懲役若八百万円以

(新設)	第十六条 第四条第一項二於テ準用スル信託業法第十一条第四項ノ規
七·八 (略)	
サザルトキ	テ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ
六 信託法第二十八条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為	五 信託法 (大正十一年法律第六十二号) 第二十八条ノ規定ニ依リ
八方法ヲ変更シ又ハ同項ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ	
五 第五条第一項又八第二項ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若	(削る)
ノ命令ヲ除ク) ニ違反シタルトキ	
大臣ノ命令(信託業務ノ種類若八方法ノ変更又八信託業務ノ停止	ノ命令ヲ除ク)ニ違反シタルトキ
四の第四条二於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル内閣総理	四(第八条ノ二ノ規定ニ依ル内閣総理大臣ノ命令(信託業務ノ停止
産ヲ固有財産ト為シタルトキ	補足ノ契約ヲ為シタルトキ
三 第四条二於テ準用スル信託業法第十条ノ規定二違反シテ信託財	三(第五条ノ四ノ規定二基ク内閣府令二違反シテ信託ニ付補填又八
閣府令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ	依リ適用スル同法第百一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ
第四条二於テ準用スル信託業法第九条ノ規定又八同条ニ基ク内	
	ヲ為サズ、又八虚偽ノ帳簿書類ノ作成ヲ為シタルトキ
	リ適用スル同法第九十七条ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ作成若八保存
第四条二於テ準用スル信託業法第七条ノ規定ニ違反シタルトキ	第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法百五条第二項ノ規定ニ依
百万円以下ノ過料ニ処ス	
行スル社員、取締役、執行役其ノ他ノ法人ノ代表者)又ハ清算人ヲ	
参事、信託業務ニ係ル代理店(代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執	参事又八清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス
第十条をフ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、	第十五条 次ノ場合二於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、
. ,	
(新設)	三 前二条 各本条ノ罰金刑
二 前条 二億円以下ノ罰金刑	二 第十一条 二億円以下ノ罰金刑
第九条ノ三 三億円以下ノ罰金刑	第十条 三億円以下ノ罰金刑

第十七条~第二十条 (略)	附則	ス定ニ依ル命令ニ違反シテ供託ヲ為サザル者八百万円以下ノ過料ニ処
第十一条~第十四条 (略)	附則	

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) (附則第十七条関係)

会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限り、口にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子	
三 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に	(削る)
	三 (略)
二 (略)	二 (略)
	じ。) を営むもの
同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの	法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同
る銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により	る銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する
一銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定す	一銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定す
社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。	社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。
会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項において「子会	会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項において「子会
第十一条の十八の第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合	第十一条の十八の第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合
25~31(略)	25~ 31 (略)
適用しない。	適用しない。
法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書の規定は、	法(平成十六年法律第 号)第十四条第二項ただし書の規定は、
ころにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業	ころにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業
託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めると	託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めると
24 組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信	24 組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信
2 ~ 23 (略)	2 ~ 23 (略)
第十条 (略)	第十条 (略)
現	改正案

	ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。) 当
	න
	算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているも
	又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合
	合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会
	当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該農業協同組
	(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する
	子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社
	当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券
	イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
	のとする。)
	に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るも
	のとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分
	の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るも
	社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はそ
(新設)	五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 (従属業務を営む会
	専ら営むもの (次項第六号において「信託専門会社」という。)
(新設)	四に信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を
口 金融関連業務	
イ(従属業務)	
を超えるものに限る。)	
(証券子会社等を除く。)が合算して有する当該会社の議決権の数	
該会社の議決権の数が当該農業協同組合連合会又はその子会社	
ては当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して有する当	
掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつ	

を超えて保有しているもの券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会

を超えて保有しているもの託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社(信該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会」 (信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。) 当

六·七 (略)

- るところによる。 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
- 業務に従属する業務として主務省令で定めるもの会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む一(従属業務)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合
- して主務省令で定めるもの||三||証券専門関連業務||専ら証券業に付随し、又は関連する業務と
- | して主務省令で定めるもの| 四|| 信託専門関連業務|| 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
- 連合会の子会社である次に掲げる会社五証券子会社等の第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

四・五 (略)

- るところによる。
 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
- | 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務と
- 連合会の子会社である次に掲げる会社「証券子会社等」第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

して主務省令で定めるもの

- イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社
- 八 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社で口 イに掲げる会社を子会社とする前項第五号に掲げる持株会社
- 令で定めるものある証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省ある証券専門会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社で
- 定めるものは証券仲介専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しく三、従属業務、第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合三、

証券専門会社又は証券仲介専門会社

八 イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ある証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省 その他の会社であつて、 当該農業協同組合連合会の子会社で

令で定めるもの

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合

連合会の子会社である次に掲げる会社

前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「 信託兼営銀

信託専門会社

行」という。)

八 株会社 イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持

二 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社で

定めるもの ある信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で

(略)

号から第五号まで又は第七号に掲げる会社(従属業務(第二項第 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第

に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専 項において同じ。)又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業 |号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第

る。)を除く。以下この条において「認可対象会社」という。)を子 同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限 ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協

会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第

兀 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業又は

証券業に付随し、 又は関連する業務として主務省令で定めるもの

(略)

会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第 る。) を除く。以下この条において「認可対象会社」という。) を子 同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限 ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協 三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第 に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専 項において同じ。)又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業 号から第三号まで又は第五号に掲げる会社(従属業務(第二項第 第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第

ばならない。認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなけれ二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の

~ (略)

なければならない。ときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出ま一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する

の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部を子会社としようとするとき(第五十条の二第三項又は第六十五一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社(認可対象会社を除く。)

二·三 (略)

基準は、主務大臣が定める。同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は農業協第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農業協

当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

一世のは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、
については、同号イ及び八中「当該農業協同組合連合会の信託子会
については、同号イ及び八中「当該農業協同組合連合会の信託子会
については、同号イ及び八中「当該農業協同組合連合会の信託子会
のは、「当該農業協同組合連合会が第十条第八項の規定により同項に規定する

会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第四号ま第十一条の十九(第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合

認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなけれ二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の

~ (略)

ばならない。

なければならない。ときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出ときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する

の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部を子会社としようとするとき (第五十条の二第三項又は第六十五第一項第三号又は第四号に掲げる会社 (認可対象会社を除く。)

二・三 (略)

基準は、主務大臣が定める。同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は農業協第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協

(新設)

会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第二号に第十一条の十九)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合

を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。 でに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を営む会社であつ でに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連

(略)

第十二条

(略)

で定款で定めるものとする。農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者

一・二 (略)

社を除く。)
社である第十一条の十八第一項第一号から第四号までに掲げる会う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会げる者、農業協同組合中央会及び第十条第一項第三号の事業を行「組合が主たる構成員又は出資者となつている法人(前二号に掲

第五十条 (略)

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相

有してはならない。 有してはならない。

(略)

第十二条 (略)

で定款で定めるものとする。農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者

一・二 (略)

会社及び証券仲介専門会社を除く。) 会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行、証券専門行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を三 組合が主たる構成員又は出資者となつている法人(前二号に掲

第五十条 (略)

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相

当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と	当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と
して、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信	して、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託し
託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもそ	なければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債
の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(略)

略)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号) (附則第十八条関係)

るおそれがないときは、この限りでない。	信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害す	的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を	は相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目	債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しく	第五十条 (略)	改正案
それがないときは、この限りでない。	^ しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するお	的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託	□ は相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目	、 債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しく	第五十条 (略)	現行

改 正 案 この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一のうち、政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの	現 行
\equiv	<u>.</u> ≡
「「「「「「「「「「「「「」」」」」」。 「「「」」」。 「「「」」「「「」」	
- 32 (略) - > 七 (略) を行う営業をいう。	~ 32 (略) -~七 (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第一頁下文に見記する公園買付けによる朱参等の買付け等を行う。 (略) 第二十七条の二 (略)	第一頁本文に見宜する公園買付けによる朱参等の買付け等を引う・ (略) 第二十七条の二 (略)
場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う	場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う

おいて同じ。) に行わせなければならない。関その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項にめる事務については、証券会社又は銀行等 (銀行、協同組織金融機

(略)

5

第二十七条の二十六(証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者(第 ıΣ 出しなければならない。 府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところによ となつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣 規定にかかわらず、 る。) が保有する株券等 (以下この条において「特例対象株券等」と める者 (第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限 で定める場合を除く。) 又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定 る数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令 ことを保有の目的としないもの (株券等保有割合が内閣府令で定め する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配する 三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。)が保有 いう。) に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の 当該基準日の属する月の翌月十五日までに、 株券等保有割合が初めて百分の五を超えること 内閣総理大臣に提

(略)

第二十七条の二十八(略)

(略)

載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記

二第三項において同じ。) に行わせなければならない。関、信託会社その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十める事務については、証券会社又は銀行等 (銀行、協同組織金融機

(略)

5

総理大臣に提出しなければならない。

(略)

第二十七条の二十八 (略)

(略)

載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記

するものとする。 した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出除く。) には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀綜等」という。) からの借入れによる場合 (内閣府令で定める場合を織金融機関その他政令で定める金融機関 (以下この項において「銀

拒否しなければならない。 は重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録をしくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれか

一~六 (略)

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧

写しを送付するものとする。 書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類のず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらのめる場合を除く。) には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらおいて「銀行等」という。) からの借入れによる場合 (内閣府令で定織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関 (以下この項に

一
一
六
(略)

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧 つた日から五年を経過しない株式会社 (昭和5五年を経過しない株式会社 (田和5五年を経過しない株式会社 (田本5) (田15) (

八~十二 (略)

~ (略)

第三十二条 (略)

(略)

い。 織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならな執行役) は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組証券会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、

のをいう。

一切の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(商法第第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、出方の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、出方の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、出方の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、出方の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、出方の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権を除き、

の他政令で定める金融機関に該当するものをいう。において「子法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関そ人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数

八~十二 (略)

) (略)

第三十二条 (略)

(略)

執行役)は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組証券会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては

信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事し

(略)

てはならない。

該当するものをいう。 該当するものをいう。 は、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に は、協同組織金融機関、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の 三において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該証券会 三において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該証券会 三において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該証券会 が、協同組織金融機関、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の の議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の に該当するものをいう。)のうち、 は、証券会社の総株主の議決権(商法第 第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(商法第

信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。において「子法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関、人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条を保有していることその他の当該証券会社が総株主の議決権の過半数第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数

(略)

8

第三十四条 (略)

り営む業務のほか、 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定によ 次に掲げる業務を営むことができる。

(略)

(削る)

九 (略)

5 (略)

第四十条 該書面を交付した場合には、この限りでない。 ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当 内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。 他の内閣府令で定める者を除く。)に対しこれらの取引の概要その他 るときは、あらかじめ、 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとす 顧客(証券会社、外国証券会社、 銀行その

— 〈 四 (略)

(略)

第五十四条 たときは、 遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなら 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつ

| 〜 三 (略

ない。

兀 おいてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、 証券会 外国に

第三十四条 (略)

り営む業務のほか、 証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定によ 次に掲げる業務を営むことができる。

一 八 (略)

九

する小口債権販売業 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定

+ (略)

5

(略)

第四十条 該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。 ならない。ただし、 概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければ 託会社その他の内閣府令で定める者を除く。)に対しこれらの取引の るときは、あらかじめ、顧客 (証券会社、外国証券会社、 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとす 当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当

— { 四 (略)

(略)

第五十四条 ない。 たときは、 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつ 遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなら

| 〜三 (略)

関 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機 外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会

項において同じ。) の過半数を取得し、又は保有したとき。 において同じ。) の過半数を取得し、又は保有したとき。 について、その総株主の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出の総株主の議決権(総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出及び第五十九条第一項において「銀行等」という。) について、それ、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社(次号

子八 (略)

(略)

号に定める行為を行う場合には、適用しない。金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める

2

五~八 (略)

(略)

まった。 一会により、 ではならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の売買等、 が国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行 場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合 場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合 ない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書 が国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合 が国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合 が国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合 が国市場証券を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市 が国市場でで定める金融機関が顧客の書 の場合は、この限りでない。

て、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引につい前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政

| 〜八 (略)

(略)

認可を受けなければならない。 号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として公・ののでは、以下「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号の重項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定め

~ (略)

してするものとする。 公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金

(略)

組織金融機関その他政令で定める金融機関が総株主の議決権の過半第六十五条の三(第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同

| ~八 (略)

(略)

総理大臣の認可を受けなければならない。 同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受けをいう。) は、前条第二項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社その他第一項の登録を受けなければならない。

(略)

S

る条件を付してするものとする。 係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定め号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券にで定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令

~ (略)

組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が総株主の議第六十五条の三の第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同

の認可をすることを妨げるものではない。数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十九条第一項

第二百一条 (略)

前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引る銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の

取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引る銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

九条第一項の認可をすることを妨げるものではない。決権の過半数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十

けて、証券仲介業を営むことができる。

(外国証券会社にあつては、外国証券会社及び登録金融機関以外の者(証券会社、外国証券会社及び登録金融機関第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定

第二百一条 (略)

前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

る銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機一(証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブる銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定す

取 引

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) (附則第二十一条関係)

改正案	現行
(政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用)	(政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用)
第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者	第八条の三の政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者
が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金	が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金
銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。	銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。
一 · 二 (略)	一•二 (略)
三金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てん
四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で	の契約のあるもの
元本補てんの契約のあるもの	

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号) (附則第二十二条関係)

改正案	現
(減資に対する債権者の保護)	(減資に対する債権者の保護)
第五十条 (略)	第五十条 (略)
2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の	2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、
信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しな	信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけれ
ければならない。 ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	ばならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を
者を害するおそれがないときは、この限りでない。	害するおそれがないときは、この限りでない。

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) (附則第二十三条関係)

改正案		現	行
第五十九条 (略)	第五十九条	-九条 (略)	
2 (略)	2	(略)	
3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、	若 3	債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若	※法人は、これに弁済をし、若
しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ		しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ)債権者に弁済を受けさせるこ
とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の		とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産	記業務を営む銀行に相当の財産
財産を信託しなければならない。 ただし、合併をしてもその債権者		を信託しなければならない。ただし、	らない。ただし、合併をしてもその債権者を害
を害するおそれがないときは、この限りでない。	する	するおそれがないときは、この限りでない。	ない。

水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) (附則第二十四条関係)

しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と第五十四条 (略)	ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権して信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しな当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と、債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相第五十四条 (略)現 行
3 (略) 債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	3 (略) 者を害するおそれがないときは、この限りでない。
第八十七条の三 第八十七条第一頁第四号の事業を守う重合会は、欠 (子会社の範囲等)	第八十七条の三、 第八十七条第一頁第四号の事業を守う重合会は、欠(子会社の範囲等)
に掲げる会社 (国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会	に掲げる会社(国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会
社」という。) 以外の会社を子会社 (第九十二条第一項において準用	社」という。) 以外の会社を子会社 (第九十二条第一項において準用
する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び	第
一・二 (略) 少条において同じ)としてはならない。	一・二(略)
三 (略)	の (略)
(削る)	三 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に
	あつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業
	務のためにその業務を営んでいるものに限り、口に掲げる業務を
	営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該連合
	会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が当該

	イ・災害業務
	口金融関連業務
四 信託業法 (平成十六年法律第 号)第二条第二項に規定す	(新設)
る信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号におり	
て「信託専門会社」という。)	
五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 (従属業務を営む会	(新設)
社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営	
む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融	
関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場	
合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)	
イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの	
当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合	
算して、当該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子	
会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超	
えて保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当	
該連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除	
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し	
ているもの	
ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。) 当	
該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算し	
て、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算	
して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの	
八 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。) 当	

	六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の
	O
	会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるも
もの	八 その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門
又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定める	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社
四(金融関連業務)第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業	イ証券専門会社又は証券仲介専門会社
0	子会社である次に掲げる会社
介専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるも	五(証券子会社等)第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の
事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しくは証券仲	して主務省令で定めるもの
三(従属業務)第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う	四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
Ø	して主務省令で定めるもの
会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるも	三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務と
八 その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門	て主務省令で定めるもの
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第五号に掲げる持株会社	をいう。第四号において同じ。)に付随し、又は関連する業務とし
イが証券専門会社又は証券仲介専門会社	業、証券業又は信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業
子会社である次に掲げる会社	二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事
証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の	属する業務として主務省令で定めるもの
して主務省令で定めるもの	事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従
証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務と	従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う
るところによる。	るところによる。
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め	2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
四·五 (略)	六·七 (略)
	して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
	て、当該連合会又はその子会社 (信託子会社等を除く。)が合算
	該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算し

子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行 (以下この号において「信託兼営銀

行」という。)

口信託専門会社

株会社
ハーイ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持

3 (略)

銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

その他の会社であつて、

当該連合会の子会社である信託兼営

4

5~8 (略)

省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならュ 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務

3 (略)

4

合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。場上で又は第五号に掲げる会社(従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときいる。) 又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするとき事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下このまたは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項において海九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項において海九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項において海上の場のでは、第二項第三号に掲げる場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5~8 (略)

9

省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければなら、第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務

ない。

若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。 おいて準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項にを子会社としようとするとき(第九十二条第三項において準用する第一項第五号又は第六号に掲げる会社(認可対象会社を除く。)

二·三 (略)

(議決権の取得等の制限)

て、当該連合会の子会社」とする。

項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の議決権の子会社は、国内の会社(前条第二項第二号に掲げる金融関連業務を営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はそ第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はそ

ない。

若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。)。おいて準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項にを引きる第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第一項第三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を除く。)

二・三(略)

(新設) ために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。 ために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業の10 第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として連合会

(議決権の取得等の制限)

決権の数が、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が
 さいう。以下この項において同じ。)が合算して有する当該会社の議は、当該連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券子会社等は、当該連合会の証券子会社等(同項第二号に掲げる証券可以第二号に掲げる会別の子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第二号に掲げる会第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はそ第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が

議決権を取得し、又は保有してはならない。 主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超えるについては、合算して、その基準議決権数 (当該国内の会社の総株

2・3 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一 十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、 とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第 あるのは「所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」 のは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」と 十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第 は、千万円)」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第 的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつて 十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円 (組合員 項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九 項、第十一条の六第一項、 する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一 条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用 条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七 条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七 (第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。)の数、 号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とある 第十一条の七第一項、 第十一条の八第一 地理

を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)の議決権については、合算して、その基準議決権数 (当該国内の会同条第一項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。)並びに

2・3 (略)

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十 項、第十一条の六第一項、 十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、 とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第 あるのは「所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号. のは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」と 十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第 は、千万円)」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第 的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつて 十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円 (組合員 項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九 する。この場合において、第十一条の三第一項、 条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用 条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七 条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七 (第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。)の数、 一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とある 第十一条の七第一項、 第十一条の四第 第十一条の八第一 地理

第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査 第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査」と、第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第三号並びに第八十七条の三第一項中「第九十七条第一項第一号及び第三号並びに第八十七条の三第一項中「第九十七条第一項第一号」とあるのは「第九十七条の四第一項中で第二号」と、同条第四項並びに第九十七条第一項第二号」とあるのは「第九十七条の四第一項中で第二号」と、同条第四項並びに第九十七条第一項第二号」とあるのは「第九十七条の四第一項中で第二号」と、同条第四項並びに第九十七条第一項第二号」とあるのは「第九十七条の三第一項中で第八十七条の三第一項中で第二号」と、同条第四項並びに第九年を第一項第二号」と、同条第四項並びに第九年を第一項第二号を表表のは「第九十七条の三第一項第二号を表示である。

2~5 (略)

(略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) (附則第二十五条関係)

改正案	現行
(信用協同組合)	(信用協同組合)
第九条の八 (略)	第九条の八 (略)
2~ 10 (略)	2~10 (略)
11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保	11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保
附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で	附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で
定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、	定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、
信託業法(平成十六年法律第 号)第十四条第二項ただし書の	信託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書の規
規定は、適用しない。	定は、適用しない。
第五十七条 (略)	第五十七条 (略)
2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の	2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として
信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しな	信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけれ
ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	
者を害するおそれがないときは、この限りでない。	害するおそれがないときは、この限りでない。
3 (略)	3 (略)
(余裕金運用の制限)	(余裕金運用の制限)
第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合	第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合
若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、	若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、
その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た	その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た

だし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。 金、貯金又は金銭信託 して預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預 合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業と 連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫 への預金、貯金又は金銭信託

だし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、 会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるもの 同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合 信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協

二・三 (略)

二・三 (略)

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号) (附則第二十六条関係)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等) (信用協同組合連合会の子会社の範囲等) (信用協同組合連合会の子会社が象会社」という。)以外の会社を子限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。)を営むもの コ (略) 三・四 (略)	現 行 (信用協同組合連合会の子会社の範囲等) (信用協同組合連合会の子会社の範囲等) (信用協同組合連合会の子会社が象会社」という。)以外の会社を子展る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 は定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むものの認可)に規定する信託業務を営むもの
	会社(証券専門間の二・三 (略) 次に掲げる業務を営む(報告を) が合算には、当時を対する。 (略) が合算には、当時の一、の二・三 (略) が合算には、当時の一、の二・三 (略) がらり がらり がらり がらり がらり がらり がらり がらり がっこう (略) かっこう (を) かっこう

	同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連
	のいずれも営むもの「当該会社の議決権について、当該信用協
	イ(証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務
	場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)
	融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する
	営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金
	社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の
(新設)	六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 (従属業務を営む会
	託専門会社」という。)
	に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社 (以下「信
(新設)	五 信託業法 (平成十六年法律第 号)第二条第二項 (定義)
口 金融関連業務	
イ(従属業務)	
保有しているものに、それぞれ限るものとする。)	
社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて	
信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会	
かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該	
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、	
組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除	
該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同	
務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当	
ているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業	
除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し	
して、当該信用協同組合連合会又はその子会社 (保険子会社等を	
該会社の議決権を当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算	

八 信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同 険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数 当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保 除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有 除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有 組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を を超えて保有しているもの し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、 組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を 信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同 えて保有しているもの 会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超 合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子 同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連 する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協 社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有 合算して、 えて保有し、 会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超 合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子 (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、 当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会 かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が

イ (略)	イ (略)
会社	会社
六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる	七 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる
八 (略)	八 (略)
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社
イ (略)	イ (略)
会社	会社
五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる	
	して内閣府令で定めるもの
(新設)	五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
三・四(略)	三・四(略)
	内閣府令で定めるもの
	いう。第五号において同じ。) に付随し、又は関連する業務として
に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの	又は信託業(信託業法第二条第一項(定義)に規定する信託業を
条第一項(定義)に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)	第一項 (定義) に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)
若しくは第二号に掲げる事業、証券業又は保険業(保険業法第二	若しくは第二号に掲げる事業、証券業、保険業 (保険業法第二条
二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号	二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号
令で定めるもの	令で定めるもの
第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府	第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府
一 従属業務 信用協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から	一 従属業務 信用協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から
るところによる。	るところによる。
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め	2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
五·六 (略)	七・八 (略)
	議決権の数を超えて保有しているもの
	子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の

3 4 . ばならない。 受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなけれ 条第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を 社としようとするときは、同法第五十七条の三第三項又は第六十三 に限る。)を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会 信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社 のを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該 る事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるも 小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げ げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。) 又は中 ら第六号まで又は第八号に掲げる会社 (従属業務 (前項第一号に掲 八 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号が 1 信託子会社等 定めるもの 株会社 ある信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で 行」という。) その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社で 信託専門会社 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀 イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持 イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社 (略) (略) 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる 3 4 • ばならない。 受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなけれ 条第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を 社としようとするときは、同法第五十七条の三第三項又は第六十三 に限る。) を除く。 次項において「認可対象会社」という。) を子会 信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社 のを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該 る事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるも 小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げ げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。) 又は中 ら第四号まで又は第六号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号が 八 イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社 (略) (略)

託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。又はその子会社」とあるのは、「当該信用協同組合連合会又はその信号の規定の適用については、同号イ、ハ、二及びト中「当該信用協規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社(前

第四条の五

得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有しては議決権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。 以

2・3 (略)

ならない。

基準は、内閣総理大臣が定める。同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は信用協っ第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協

(新設)

議決権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。以第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社 (前

(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)

2・3 (略) ならない。 得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有しては

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (附則第二十七条関係)

2 (略)	2 (略)
ない。	ついて、本人確認を行わなければならない。
- うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければなら	に係る契約締結等行為」という。) を行うに際しては、当該顧客等に
下この条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。)を行	の締結その他の政令で定める行為 (以下この条において「資本取引
との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為 (以	下この項において「顧客等」という。) との間で資本取引に係る契約
者として政令で定める者(以下この項において「顧客等」という。)	等」という。)は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者(以
下同じ。) (以下「金融機関等」という。) は、顧客又はこれに準ずる	に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。) (以下「金融機関
先物取引法第二条第十三項に規定する金融先物取引業者をいう。以	以下同じ。) 及び金融先物取引業者 (金融先物取引法第二条第十三項
する外国証券会社をいう。以下同じ。) 及び金融先物取引業者 (金融	十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。
業者に関する法律 (昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定	第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四
	る外国信託会社をいう。以下同じ。)、証券会社 (証券取引法第二条
十五号) 第三条第一項に規定する信託会社をいう。以下同じ。)、証	号)第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定す
第二十二条の二 銀行等、信託会社 (信託業法 (大正十一年法律第六	第二十二条の二 銀行等、信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第
(金融機関等の本人確認義務等)	(金融機関等の本人確認義務等)
現	改正案

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) (附則第二十八条関係)

_	財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の	しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ	2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若	第五十四条 (略)	改正案
するおそれがないと	S債権者 を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害に相当の とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産	oせるこ │ しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ	でし、若 │2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若	第五十四条 (略)	現 行

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号) (附則第二十九条関係)

れがないときは、この限りでない。	なければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそ -	て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託し	の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし	債権者が異議を述べたときは、取引所は、弁済し、若しくは相当 2	第九十九条の四 (略)	改正案
ないときは、この限りでない。	ればならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれが	て信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけ	の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし	債権者が異議を述べたときは、取引所は、弁済し、若しくは相当	第九十九条の四 (略)	現

社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (附則第三十条関係)

とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、第五十一条 (略)	とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ第五十一条 (略)現 行
とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ	とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財売者しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせる!
を害するおそれがないときは、この限りでない。	するおそれがないときは、この限りでない。

宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号) (附則第三十一条関係)

改正案	現行
第三十四条 (略)	第三十四条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申	4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申
し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又	し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又
はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しく	はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しく
は信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならな	は信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。 た
い。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、	だし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この
この限りでない。	限りでない。

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) (附則第三十二条関係)

改正案	現
託し	託者指図型投
契約」という。) は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託第四条 委託者指図型投資信託契約 (以下この章において「投資信託	契約」という。) は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託第四条 委託者指図型投資信託契約 (以下この章において「投資信託
会社等(信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業	会社又は信託業務を営む金融機関(以下「信託会社等」という。)を
務の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一	受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。
項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。) をいう。次章及び第	
三章を除き、以下同じ。) を受託者とするのでなければ、これを締結	
してはならない。	
(受益証券)	(受益証券)
第五条 (略)	第五条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を	6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を
記載し、取締役 (株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法	記載し、取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法
律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委	律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委
員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、	員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、
執行役)がこれに署名し、又は記名なつ印したものでなければなら	執行役)がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならな
ない。	lì
一 委託者の商号及び受託者の商号又は名称	一委託者及び受託者の商号

(認可の基準)

第九条 (略)

1。 いずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならな項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号の2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同

一・二 (略)

三この法律、 の法令の規定に違反し、罰金の刑 (これに相当する外国の法令に る法律(平成十一年法律第三十二号)又はこれらに相当する外国 五号)若しくは金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関す 法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百 律 (平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法 (平成六年 六十三年法律第七十七号)、商品投資に係る事業の規制に関する法 する法律 (昭和六十二年法律第百十四号)、金融先物取引法 (昭和 る法律 (昭和六十一年法律第七十四号)、 抵当証券業の規制等に関 三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (昭和六十 第六十五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第 市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律 外国証券業者に関する法律 (昭和四十六年法律第五号)、海外商品 第百九十五号)、割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号)、 和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の受入 信託業務の兼営等に関する法律、証券取引法、商品取引所法 (昭 年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関す 預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二十九年法律 信託業法 (平成十六年法律第 金融機関の

(認可の基準)

第九条 (略)

い。 いずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならな項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号の4 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同

一・二 (略)

三この法律、 号)、不動産特定共同事業法 (平成六年法律第七十七号)、 する法律 (昭和二十九年法律第百九十五号)、割賦販売法 (昭和三 地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関 の貸付業務のための社債の発行等に関する法律 (平成十一年法律 流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)若しくは金融業者 定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七 資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特 四号)、金融先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号)、商品投 号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十 投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四 約に関する法律 (昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る 法律 (昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契 る法律(昭和五十七年法律第六十五号)、貸金業の規制等に関する 六年法律第五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関す 十六年法律第百五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十 券取引法、 信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、証 商品取引所法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)、 信託業法 (大正十一年法律第六十五号)、 金融機関 資産の 宅

行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等よる刑を含む。) に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執

四 式会社等 いう。) を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株 他の行政処分を含む。 る事業の規制に関する法律(商品投資顧問業に関する部分に限 この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、 関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定 の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定に 証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項 する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可、 若しくは許可 (当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その 定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係 十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又は により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三 より同法第二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に 同法第五十三条第一項の免許、 定により同法第三条の免許、 三条の規定により第六条の認可、信託業法第四十四条第一項の規 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十 若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規 第六号及び第八号イにおいて「認可等」と 同法第五十九条第一項の規定により 金融機関の信託業務の兼営等に関 有価

つた日から五年を経過しない株式会社等れ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくな罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せら第三十二号) 又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、

兀

を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等 行政処分を含む。第六号及び第八号イにおいて「認可等」という。 より当該外国において受けている同種類の認可、 若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定に 業の規制に関する法律 (商品投資顧問業に関する部分に限る。) 証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事 律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、 規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法 法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の 律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同 第二十四条第一項の認可、 より同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法 る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定に 法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可、 同法第一条第一項の免許、 三条の規定により第六条の認可、信託業法第十九条の規定により くは許可 (当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十 金融機関の信託業務の兼営等に関する 商品投資に係る事業の規制に関する法 免許、登録若し 有価証券に係

五 (略)

五

(略)

に次のいずれかに該当する者のある株式会社等、、取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうち

イーニ (略)

取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該 問業者をいう。) であつた者又は当該不動産特定共同事業者(不 る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧 項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。) 若しくは当該投 投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該 共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を 関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定 律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消さ 動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事 資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者(商品投資に係 (有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三 金融機関若しくは当該金融機関であつた者、 により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定 り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に 三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取 三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第 れた場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第 を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法 法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許 法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同 十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、 第四十一条第一項、 第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四 当該投資顧問業者 信託業

に次のいずれかに該当する者のある株式会社等、、取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうち

〜ニ (略)

する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。)で 投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資 当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者(有価証券に係る あつた者又は当該不動産特定共同事業者(不動産特定共同事業 た者、当該商品投資顧問業者(商品投資に係る事業の規制に関 顧問業者をいう。以下同じ。) 若しくは当該投資顧問業者であつ であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者 条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十 四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十 規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法 規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の 券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の 定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、 た場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規 法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され 十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、 五条第二項第一号へにおいて同じ。) であつた者の取締役、 法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。 第十 六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消された場合 人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十 第四十一条第一項、 第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四 有価証

業者をいう。 あつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの 者の取締役、 第十五条第二項第一号へにおいて同じ。) であつた 執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人で

ヘタヲ

七

法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある

る法律(商品投資顧問業に関する部分に限る。)若しくは不動産 問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関す 定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、商品投資 消され、 特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国に 機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧 条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融 法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消され若 定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規 に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規 の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券 十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第四 おいて受けている同種類の認可等を取り消され、その取消しの しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三 に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同 十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り 十四条第 第四十一条第一項、 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノニ 項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五 第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四

> 消しの日から五年を経過しないもの 役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取

ヘーヲ

七

八 株式会社等 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある

取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の 十四条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制 第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業 相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている 顧問業に関する部分に限る。)若しくは不動産特定共同事業法に する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律(商品投資 兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関 条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二 の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四 機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法 十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第十 同種類の認可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過 共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を 定により同法第三十条の許可を取り消され若しくは不動産特定 に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規 九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され、 しない者 第四十一条第一項、 第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四

日から五年を経過しない者

九·十 (略)

口・八

(略)

3~6 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 (略)

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産につい

て、次に掲げる行為をしてはならない。

書することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。 書することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。 書することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。 書することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。 ますることとなる取引を行うことを受託会社の規定により議決権を育する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該投資信託委託業者の規定により議決権を有する者が運用の指図を行う特定の投資信託委託業者の総定は、当該投資信託委託業者の総件主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株株主の議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有する。

イ (略)

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ・ニ (略)

る宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定によホ 宅地建物取引業者 (宅地建物取引業法第二条第三号に規定す

口・八 (略)

九·十 (略)

3~6 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則

第十五条 (略)

2

投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産につい

て、次に掲げる行為をしてはならない。

害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。書することとなる取引を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益をお、)である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九条のものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九条のお、10である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのおで、10である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでの者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目においてる者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目においてある。次条、第四十九条の式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有する式に係る議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定すること。

イ (略)

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

八・二 (略)

宅地建物取引業(同法第二条第二号に規定する宅地建物取引

業をいう。以下同じ。) に係る顧客

を含む。以下同じ。) 不動産特定共同事業の事業参加者(信託業務を営む金融機関で政令で定める信託会社を含む。) 共同事業法第四十六条第一項の政令で定めるもの及び不動産特定 二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社 不動産特定共同事業法第四十六条第

ト (略)

二~五 (略)

を命ずることができる。 等四十五条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又は受託会社が第一 特別十五条 内閣総理大臣は、当該投資信託委託業 を命ずることができる。

(略)

ついての認可を取り消されること。 一 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことに

業をいう。以下同じ。) に係る顧客宅地建物取引業 (同法第二条第二号に規定する宅地建物取引る金融機関で政令で定めるものを含む。) を含む。以下同じ。)り宅地建物取引業者とみなされる信託会社 (信託業務を兼営す

含む。以下同じ。) 不動産特定共同事業の事業参加者(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。)を二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社不動産特定共同事業者(不動産特定共同事業法第四十六条第

ト (略)

(略)

を取り消されること。

一 受託会社が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可

3 2 2 第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において 第四十九条の十 第四十九条の五 2 { (運用に係る権限の委託) <u>-</u> -+ -事がこれに署名し、 を記載し、取締役 (委員会等設置会社にあつては、執行役) 又は理 はならない。 め一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結して ついて、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじ る法律第五条ノ四の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託に を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。 託業務を営む金融機関をいう。 法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信 (委託者非指図型投資信託の受託者等) 「投資信託契約」という。) は、一の信託会社等 (信託会社 (信託業 受託者の商号又は名称 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号 信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関す 5 (略) (受益証券) (略) (略) (略) (略) 又は記名なつ印したものでなければならない。 以下この章及び次章において同じ。) 第四十九条の十 3 2 第四十九条の五 2 第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約 (以下この章において 2 5 <u>-</u> -+ -に署名し又は記名なつ印したものでなければならない。 を記載し、取締役 (委員会等設置会社にあつては、執行役) がこれ これを補足する契約を締結してはならない。 これを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合に ず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合に 関する法律第四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわら なければ、これを締結してはならない。 「投資信託契約」という。) は、一の信託会社等を受託者とするので (受益証券) (委託者非指図型投資信託の受託者等) (運用に係る権限の委託) 受託者の商号 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号 (略) 信託会社等は、信託業法第九条 (金融機関の信託業務の兼営等に (略) (略) (略) (略)

2 信託会社等が前項の規定により委託した場合における前二条の規定に規定する政令で定める者を含む。)」とし、次条第一項において第十六条及び第十六条の二の規定を信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について準を信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について準から第四十九条の十第一項の規定に規定する政令で定める者を含い。)」とし、次条第一項において第十六条及び第十六条の二の規定中「投資信託委託業者」とあるのは、「信託会社等が前項の規定により委託した場合における前二条の規定に規定する政令で定める者を含む。)」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

と、第三十三条及び第三十四条第一項第二号中「運用の指図」とあるのは「他の信託財産」と、第二十八条第二項及び第三項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規定は信託会社等の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人」と、「運用の指図」とあるのは「運用」と、第十六条中「取得することを受託会社に図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第二項及び第三項、第二十七条から第三十三条及び第三十四条の規定は委託者非指図型投資信託につるのは「他の信託財産」と、第三十三条の規定は信託会社等に、第一十二条のは「運用を行う投資に託財産」と、「運用の指図」と、第二十二条の規定は話目について、第二十三条の規定は信託会社等に、第二十二条のは「運用を行う投資に正対の規定は表記を対象には、第二十二条の規定は表記を記さる。

2 信託会社等が前項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定での適用については、前二条の規定の規定中「信託会社等(当該信託会社等が前項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。)」とし、次条において第十六条及び第十六条の二の規定を信託場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「投場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「投場合におけるこれらの規定の遺用については、これらの規定を信託場合における前二条の規定により委託した場合における前二条の規する政令で定める者を含む。)」とする。

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第四十九条の十一 う投資法人」とあるのは「他の信託財産」と、第三十条第四項中「受 託財産」と、「運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行 「運用の指図を行う投資信託財産」とあるのは「運用を行う投資信 らない」と、「運用の指図」とあるのは「運用」と、第十六条の二第 ことを受託会社に指図してはならない」とあるのは「取得してはな て、それぞれ準用する。この場合において、第十六条中「取得する 定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務につい 及び第三項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規 型投資信託について、第十六条、第十六条の二、第二十六条第二項 にあつては、 業務を行う信託会社等の常務に従事する取締役(委員会等設置会社 項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中 執行役)について、 第十三条の規定は委託者非指図型投資信託に係る 第三十四条の規定は委託者非指図

は、政令で定める。るのは「運用」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え

規定は、投資信託契約については、適用しない。2 信託業法第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条第三項の

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲

一 (略)

二十三条第一項の規定による命令に違反した者場合を含む。)、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二 第三十四条第一項 (第四十九条の十一第一項において準用する

三・四 (略)

一・二 (略)

含む。)又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条三 第二十七条 (第四十九条の十一第一項において準用する場合を

な技術的読替えは、政令で定める。用の指図」とあるのは「運用」と読み替えるものとするほか、必要相当する口数」と、第三十三条及び第三十四条第一項第二号中「運益権の総口数」とあるのは「当該投資信託約款に係る元本の総額に

(新設)

役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の♡

(略)

条第一項の規定による命令に違反した者含む。)、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三十二年十四条第一項(第四十九条の十一において準用する場合を

三・四 (略)

金に処し、又はこれを併科する。 会に処し、又はこれを併科する。 金に処し、又はこれを併科する。 金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第二 第二十七条 (第四十九条の十一において準用する場合を含む。)

の二第一項の規定に違反したとき。

四~六 (略)

役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

一・二 (略)

)に50:1970年では1977年である。)又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条三 第二十七条 (第四十九条の十一第一項において準用する場合を三

の二第二項の規定に違反した者

罰金に処し、又はこれを併科する。 で画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。) 全画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。) 企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。) 全での代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立 第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反

一 (略)

に従事し、又は事業を営んだとき。 二 第十三条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務

三 (略)

の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出含む。)又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条四 第二十七条 (第四十九条の十一第一項において準用する場合を

一項の規定に違反したとき。

四个六(略)

役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲

一·二 (略)

又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三 第二十七条 (第四十九条の十一において準用する場合を含む。)

二項の規定に違反した者

司金に処し、又はこれを併科する。行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた司金に処し、又はこれを併科する。会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立会はの代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立会はの代表者、次に掲げる違反があつた場合においては、その違反

一 (略)

は事業を営んだとき。 規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又二 第十三条(第四十九条の十一において準用する場合を含む。)の

三 (略)

五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したと又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第四 第二十七条 (第四十九条の十一において準用する場合を含む。)

したとき。

五~七 (略)

一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、 第一項、第百九十二条第一項、第二百二十条第一項、第百九十一条 九条において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項、第百九十一条 一 第十条の三、第二十九条 (第四十九条の十一第一項又は第五十 一 第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲

又は虚偽の届出をした者

虚偽の記載をした書面を交付した者おいて準用する場合を含む。)の規定による書面を交付せず、又は五 第二十六条第二項 (第四十九条の十一第一項又は第五十九条に

よる書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者場合を含む。)又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定に六 第二十八条第一項 (第四十九条の十一第一項において準用する

の記載をした書面を交付した者おいて準用する場合を含む。)の規定による公告をせず、又は虚偽いて準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項(第五十九条に七)第三十条第一項(第四十九条の十一第一項又は第五十九条にお

ず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者おいて準用する場合を含む。)の規定による運用報告書を作成せ八 第三十三条第一項 (第四十九条の十一第一項又は第五十九条に

ਣ੍ਹੇ

五~七 (略)

の届出をした者 の日間で、第二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽 できるむ。)、第三十一条(第五十九条において 第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲 第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲

準用する場合を含む。) の規定による書面を交付せず、又は虚偽の五 第二十六条第二項 (第四十九条の十一又は第五十九条において

記載をした書面を交付した者

含む。)又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定による書六 第二十八条第一項 (第四十九条の十一において準用する場合を

をした書面を交付した者準用する場合を含む。)の規定による公告をせず、又は虚偽の記載準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項(第五十九条において用する場合を含む。)又は第三十二条第一項(第五十九条において準面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

虚偽の記載をした運用報告書を交付した者準用する場合を含む。)の規定による運用報告書を作成せず、又は八 第三十三条第一項 (第四十九条の十一又は第五十九条において

九~十九 (略

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下 の罰金に処する。

| 〜四 (略)

五 第一項の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をし た取引報告書を交付した者 含む。)又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条 第二十七条 (第四十九条の十一第一項において準用する場合を

六~十 (略)

第二百五十一条 ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。 務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の 法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事 投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資 条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、 者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第百六十四 た者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつ

(略)

三~三十九

(略)

を含む。) 又は第三十四条の四の規定に違反したとき。 第十六条の二 (第四十九条の十一第一項において準用する場合

> 九~十九 (略)

| 第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下

の罰金に処する。

| 〜四 (略)

五 第二十七条 (第四十九条の十一において準用する場合を含む。) の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引 又は第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項

六~十 (略)

報告書を交付した者

第二百五十一条 ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。 務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の 法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事 投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資 条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、 者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第百六十四 た者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつ

(略)

む。) 又は第三十四条の四の規定に違反したとき。 第十六条の二 (第四十九条の十一において準用する場合を含

三个三十九 (略)

税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号) (附則第三十四条関係)

改正案	現
(受験資格)	(受験資格)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けるこ	第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けるこ
とができる。	とができる。
一 (略)	一 (略)
二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上	二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上
になる者	になる者
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
八銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第 号)第	ハ 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された
三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、保険会	金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の
社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人におけ	運用 (貸付先の経理についての審査を含む。) に関する事務
る政令で定める貸付けその他資金の運用 (貸付先の経理につい	
ての審査を含む。)に関する事務	
二~へ (略)	二~へ (略)
三 五 (略)	三一五 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)

信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) (附則第三十五条関係)

五、信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信(新設)	三·四 (略) <u> </u>	二 (略) 二 (略)	いう。第五号において同じ。)を営むもの 営むもの	に関する法律第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を 律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を	に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法	一銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等) 一銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等)	ない。	いて「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはなら いて「子会社対象会社」という。) 以外の・	第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社 (第三項にお 第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次.	(信用金庫連合会の子会社の範囲等) (信用金庫連合会の子会社の範囲等)	号) の規定は、適用しない。 の規定は、適用しない。	託業法(平成十六年法律第 号)第十四条第二項ただし書(商 託業法(大正十一年法律第六十五号)第三条第二項ただし書(商号)	るところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信 るところにより、会社又は銀行とみなす。	債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定め 債信託法その他の政令で定める法令の適同	17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社 17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、	2~16 (略) 2~16 (略)	第五十三条 (略) 第五十三条 (略)	(信用金庫の事業)	改 正 案 現 (
				「の認可)に規定する信託業務	の信託業務の兼営等に関する	十九号) 第二条第一項 (定義等		会社」という。) 以外の会社を子会社としてはなら	信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項にお) 第三条第二項ただし書 (商品	会社又は銀行とみなす。この場合においては、信	政令で定める法令の適用については、政令で定め	務に関しては、商法、担保附社				行

六·七 (略)

するものを除く。) う。以下同じ。) を営む外国の会社 (第六号に掲げる会社に該当八 保険業 (保険業法第二条第一項 (定義) に規定する保険業をい

(削る)

四・五 (略)

するものを除く。) っ。以下同じ。) を営む外国の会社 (第四号に掲げる会社に該当六 保険業 (保険業法第二条第一項 (定義) に規定する保険業をい

七 険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社 (証 専門関連業務を営むものを除く。) である場合には、当該会社の議 口に掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連 社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るもの 券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会 社の議決権の数を超えて保有し、 券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会 証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証 会社である場合には、当該会社の議決権を当該信用金庫連合会の 会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む 有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その 金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保 決権を当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、 しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券 を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有 が合算して、 合には、当該会社の議決権を当該信用金庫連合会の証券子会社等 業務を営む会社 (保険専門関連業務を営むものを除く。) である場 の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、 あつては主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に 当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等 かつ、当該信用金庫連合会の保

	(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
	口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの
	保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
	子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して
	会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券
	決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子
	等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議
	該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社
	し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当
	除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有
	その子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を
	庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又は
	のいずれも営むもの「当該会社の議決権について、当該信用金」
	イ(証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務
	には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)
	連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合
	業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関
	社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の営む
(新設)	十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 (従属業務を営む会
	するものを除く。)
	う。以下同じ。)を営む外国の会社 (第六号に掲げる会社に該当
(新設)	九 信託業 (信託業法第二条第一項 (定義) に規定する信託業をい
口 金融関連業務	
イ(従属業務)	
とする。)	

त । इस् व
650
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し
連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除
当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫
合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、
会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が
信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
ているもの
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し
連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除
当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫
合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、
会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が
信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
ハ(証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの)
ているもの
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し
連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除
当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫
合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、
会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が
信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合

朩 除く。) 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証 券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証 を超えて保有しているもの 券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数 証券専門関連業務を営むもの (イ、ロ及び八に掲げるものを

険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数 険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(保 除く。) を超えて保有しているもの 保険専門関連業務を営むもの(イ、口及び二に掲げるものを 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保

除く。) 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の 信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社 (信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決 信託専門関連業務を営むもの(イ、 八及び二に掲げるものを

十一・十二 (略)

権の数を超えて保有しているもの

2 るところによる。 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

令で定めるもの 九号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第

二 金融関連業務 業、証券業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務とし て内閣府令で定めるもの 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事

三四四 (略)

三四四

(略)

八.九 (略)

2

るところによる。 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

令で定めるもの 六号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第

二 金融関連業務 令で定めるもの 業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事

74

3														
信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第めるもの信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定	二(その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である)。る持株会社(ハーイ又は口に掲ける会社を子会社とする前項第十二号に掲け	行	イ 前項第一号に掲げる銀行 (以下この号において「信託兼営銀社	八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会 ノ (鰡)	会	ローイに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株	イ (略)	七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会ハ (略)	会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株	イ (略)	土 一	して内閣府令で定めるもの	五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第				(新設)ノ (略)	社、	ローイに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会	イ (略) 社	六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会ハ (略)	社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会	イ(略)	土 五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会		(新設)

4・5 (略)

連合会の子会社」とする。

「連合会の子会社」とする。

「連合会の子会社」とする。

「連合会の子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当ば、同号イ、ハ、二及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等は、同号イ、ハ、二及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等は、同号イ、ハ、二及びト中「当該信用金庫連合会の通用について信託業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用について信託業務を行う場合における第一項第十号の規定により同項に規定する

(信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社第五十四条の十八(信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前

七号まで又は第九号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる出号にでして、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければない。)を子会社としようとするときは、第五十八条第四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければなる場合を終われる場合を開発を開発を開始している場合を開発している場合を関係している。

4・5 (略)

(新設)

(信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を||第五十四条の十八||信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前|

2・3 (略)

(届出事項)

を内閣総理大臣に届け出なければならない。第八十七条(金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨

一 (略)

一 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社をする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社(同条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようによる認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようれるものを除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社(同条第三項又は金いの規定による認可を受けて合併又は事業者しくは営業の譲受けをしように引きる場合を除く。)。

略

有してはならない。を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保その基準議決権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十除く。以下この項において同じ。)の議決権については、合算して、

2・3 (略)

(届出事項)

を内閣総理大臣に届け出なければならない。 第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨

(略)

三~六 (略)

三~六 (略)

三~六 (略)

三~六 (略)

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号) (附則第三十六条関係)

改正案	現
(債権者の異議)	(債権者の異議)
第五十四条 (略)	第五十四条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当	4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当
の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし	の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし
て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託し	て信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけ
なければならない。 ただし、合併をしてもその債権者を害するおそ	ればならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれが
れがないときは、この限りでない。	ないときは、この限りでない。

改正案	現
(手付金等の保全)	(手付金等の保全)
第四十一条を地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事	第四十一条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事
の完了前において行う当該工事に係る宅地又は建物の売買で自ら売	の完了前において行う当該工事に係る宅地又は建物の売買で自ら売
主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後で	主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後で
なければ、買主から手付金等 (代金の全部又は一部として授受され	なければ、買主から手付金等 (代金の全部又は一部として授受され
る金銭及び手付金その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充	る金銭及び手付金その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充
当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引	当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引
渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。)を受領してはならな	渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。)を受領してはならな
い。 ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の	い。ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の
登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地	登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地
建物取引業者が受領しようとする手付金等の額(既に受領した手付	建物取引業者が受領しようとする手付金等の額(既に受領した手付
金等があるときは、その額を加えた額)が代金の額の百分の五以下	金等があるときは、その額を加えた額)が代金の額の百分の五以下
であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手	であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手
方の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りで	方の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りで
ない。	ない。
銀行その他政令で定める金融機関又は国土交通大臣が指定する	銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は国土交通大臣
者(以下この条において「銀行等」という。)との間において、	が指定する者(以下この条において「銀行等」という。)との間
宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負うこととな	において、宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負
つた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証すること	うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保
を委託する契約(以下「保証委託契約」という。)を締結し、か	証することを委託する契約(以下「保証委託契約」という。)を
つ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金等の返還債	締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金

に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	4 言託業務を兼営する金融幾関及び第一頁の政令で定める言託会社 4 言託業務を兼営する金融幾関こ対するこの去聿の現定の適用こ関 2・3 (略)	には、適用しない。	法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託 ない。	第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託業法(平成十六年)第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社には、適用し	第七十七条の第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、 第七十七条の第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、	(信託会社等に関する特例)	2~5 (略) 2~5 (略)	二 (略) 二 (略)	すること。	
5 亿沙省 亿夫万	の去聿の現定			は、信託会社には	一条、第二十五名					で然する書面を買

長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号) (附則第三十八条関係)

改正案	現
第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条におい(長期信用銀行の子会社の範囲等)	第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社(以下この条におい(長期信用銀行の子会社の範囲等)
て「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならな	て「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としてはならな
ιĵ	ίĵ
	->三 (略)
四•五 (略)	三の二・四(略)
六 信託業法 (平成十六年法律第 号)第二条第二項 (定義)	(新設)
に規定する信託会社のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼	
営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼	
営の認可)に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて	
同じ。)を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)	
七·八 (略)	五·六 (略)
九 保険業 (保険業法第二条第一項 (定義) に規定する保険業をい	七(保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する保険業をい
う。以下同じ。) を営む外国の会社 (第七号に掲げる会社に該当す	う。以下同じ。) を営む外国の会社 (第五号に掲げる会社に該当す
るものを除く。)	るものを除く。)
(削る)	八 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に
	あつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務の
	ためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、口に掲げる業
	務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会
	社 (保険専門関連業務を営むものを除く。) である場合には、当該
	会社の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株

(新設)	会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む十一(従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む
	るものを除く。) う。以下同じ。) を営む外国の会社 (第七号に掲げる会社に該当す
(新設)	十 信託業 (信託業法第二条第一項 (定義) に規定する信託業をい
口金融関連業務	
イ(従属業務)	
いるものに、それぞれ限るものとする。)	
く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して	
期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除	
し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長	
を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有	
該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等	
会社の議決権を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当	
び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該	
数を超えて保有しているものに、その会社が証券専門関連業務及	
(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の	
行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社	
のを除く。) である場合には、当該会社の議決権を当該長期信用銀	
会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むも	
有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その	
期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保	
下同じ。) を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長	
を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以	
式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権	

には、 連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合 業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、 び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権 が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等、 又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。) について、当該長期 該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行 して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、 はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算 該会社の議決権の数を超えて保有しているもの の数を超えて保有し、 信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はそ 同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 のいずれも営むもの 又はその子会社 (証券子会社等及び保険子会社等を除く。 長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又 保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当 長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等、保険子会社等及 の子会社 (証券子会社等、 |第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、 (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの 証券専門関連業務、 当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。) かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該 が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有 当該会社の議決権(商法第二百十一条ノ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務 かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等 保険子会社等及び信託子会社等を除 かつ、当 金融関

超えて保有しているもの
子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を
子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券
除く。) 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券
ホ 証券専門関連業務を営むもの (イ、ロ及び八に掲げるものを
Ø
算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているも
又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合
該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行
して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当
はその子会社 (保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算
長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
の
算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているも
又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合
該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行
して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当
はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算
長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
の
算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているも

- 4 2.3 + - + = 第一項において、 \vdash 除く。) 子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を 超えて保有しているもの 子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を 除く。) 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険 超えて保有しているもの 子会社等が合算して、 子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社 (保険 (略) 信託専門関連業務を営むもの(イ、八及び二に掲げるものを 保険専門関連業務を営むもの(イ、 (略) 当該会社の議決権について、 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 当該長期信用銀行又はその子会社(信託 当該長期信用銀行の信託 口及び二に掲げるものを 4 2 . 九 十 第一項において、 (略) (略)
- は、日間子ででは、 ・ 「関第二号から第十号までに掲 ・ のな のなる。 ・ のな。 ・ のなる。 ・ のなる。 ・ のなる。 ・ のなる。 ・ のな。 ・ 。

めるところによる。

又は関連する業務として内閣府令で定めるもの二(金融関連業務)銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し、がいる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの()(従属業務)長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲

三・四 (略)

して内閣府令で定めるもの 「信託専門関連業務」専ら信託業に付随し、又は関連する業務と

社をいう。以下同じ。) である次に掲げる会社 、証券子会社等 長期信用銀行の子会社 (第一項に規定する子会

(略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株

する業務として内閣府令で定めるもの二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第七号までに掲

三・四 (略)

(新設)

社をいう。以下同じ。) である次に掲げる会社 証券子会社等 長期信用銀行の子会社 (第一項に規定する子会

五

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会

6 5 八 げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は銀 七 期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長 行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるもの | 号まで又は第十三号に掲げる会社 (従属業務 (第四項第一号に掲 八 八 1 八 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十 (略) 信託子会社等 もの 保険子会社等 る持株会社 会社 託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定める 第十項及び第十六条の四第一項第十号口において「信託兼営銀 営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号、 行」という。 その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である信 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼 (略) (略) イ又は口に掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株 (略) 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社 6 5 用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除 ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信 に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専 従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。) 又は銀行業 号まで又は第十号に掲げる会社(従属業務(第四項第一号に掲げる (新設) 八 八 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八 (略) 保険子会社等 社 (略) イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会 (略) (略) 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社

除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。り合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定によ条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会

7・8 (略)

10 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一 (従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。信用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために9 第一項第十一号又は第六項の場合において、会社が主として長期 9

社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算し用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会号の規定の適用については、同号イ、ハ、二及びト中「当該長期信

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

当該長期信用銀行の子会社」とする。

てはならない。
の条において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社としたいう。以下同じ。) は、長期信用銀行及び次に掲げる会社 (以下こをいう。以下同じ。) は、長期信用銀行及び次に掲げる会社 (以下こ時株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立さ第十六条の四 長期信用銀行持株会社 (長期信用銀行を子会社とする

一・二 (略)

三・四 (略)

あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭しようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。)を子会社と

7・8 (略)

属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信

(新設)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

一・二 (略)

|の||・|| (略)

五 信託専門会社

六·七 (略)

営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) あつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の十 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に

イ (略)

十一・十二 (略)

2 (略)

(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行

(新設)

四・五 (略)

を除く。) 不保険業を営む外国の会社 (第四号に掲げる会社に該当するもの)

Ţ

(新設)

七

営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)あつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に

イ (略)

険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。) 信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれ銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれ銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期口 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期

八.九 (略)

2 (略)

属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社(従3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行

4・5 (略)

かどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいる用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として長期信

で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主

4・5 (略)

かどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいる用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として長期信

ときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画及第匹条(信託会社は、前条第一項の規定による承認を受けようとする	るときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画 第匹条 信託会社等は、前条第一項の規定による承認を受けようとす
託約款の承認)	託約款の承認)
3 (略)	3 (略)
十二一〜十五 (略)	十二一十五 (略)
	これに関する事項
においては、その割合その他これに関する事項	より元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他
ん及び利益の補足)の規定により元本の補てんの契約をする場合	関する法律第五条ノ四 (損失の補てん及び利益の補足)の規定に
十一 信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第九条 (損失の補て	十一 信託業務を営む金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に
2 信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。	2 信託約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
	結しなければならない。
	かじめ内閣総理大臣の承認を受けた信託約款に基づいて、これを締
	<u>いう。</u> 以下同じ。) は、貸付信託に係る信託契約については、あら
	の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。)を
	る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項(兼営の認可)
受けた信託約款に基いて、これを締結しなければならない。	又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す
信託に係る信託契約については、あらかじめ内閣総理大臣の承認を	号)第三条又は第五十三条第一項(免許)の免許を受けた者をいう。)
第三条 信託会社 (信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。) は、貸付	第三条 信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第
(信託約款と信託契約)	(信託約款と信託契約)
現行	改正案

第八条 2 2 4 2 . 第七条 信託会社等は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとする 第五条 信託会社等は、前条の規定により承認を受けた信託約款を変 2 . 記載し、信託会社等を代表する役員が署名しなければならない。 二~六 (略) ときは、次の事項を公告しなければならない。 ればならない。 載した承認申請書を内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなけ 更しようとするときは、 大臣に提出しなければならない。 及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを内閣総理 (受益証券) (信託契約締結の手続) (信託約款の変更) 受益証券は、 (略) (略) 信託会社等の商号又は名称 (略) (略) (略) 記号 番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を 変更しようとする事項及び変更の理由を記 第七条 4 第五条 第八条 2 2 2.3 2.3 び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを内閣総理大 ばならない。 した承認申請書を内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなけれ 記載し、代表取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関す きは、左の事項を公告しなければならない。 しようとするときは、 臣に提出しなければならない る委員会等設置会社にあつては、 る法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定す 二 六 (略) (受益証券) (信託契約締結の手続) (信託約款の変更) 受益証券は、記号、番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を (略) (略) 信託会社の商号 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとすると 信託会社は、前条の規定により承認を受けた信託約款を変更 (略) (略) (略) 変更しようとする事項及び変更の理由を記載 代表執行役)が署名しなければな

中小漁業融資保証法 (昭和二十七年法律第三百四十六号) (附則第四十条関係)

するおそれがないときは、この限りでない。	を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害	目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産	し、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを	2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済を	第五十六条 (略)	改正案
おそれがないときは、この限りでない。	託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害する	目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信	し、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを	2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済を	第五十六条 (略)	現

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号) (附則第四十一条関係)

	改正案	現
(債券の発行等)	1)等)	(債券の発行等)
第三条 (略)		第三条 (略)
2 第二条第	第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定	2 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定
めがある場	めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、	めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、
引渡債券 (引渡債券 (国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき	引渡債券 (国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき
国際復興開	国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。 以下同じ。) 又は	国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。) 又は
外貨債(外	外貨債(外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項	外貨債(外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項
の規定によ	の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項におい	の規定により政府が保証契約をしたものに限る。 以下この項におい
て同じ。) の	て同じ。) の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関	て同じ。) の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関
する事務の	する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託業者又は証券業者に委	する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委
託することができる。	かできる。	託することができる。
3 (略)		3 (略)

信用保証協会法(昭和二十八年法律第百九十六号) (附則第四十二条関係)

現
(合併の手続)
第二十五条 (略)
2・3 (略)
4 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、協会は、
当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は当該債権者に
弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営
む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併
をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

改正案	現
五	五十七条 (略)
担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として2(債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の)
信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しな	信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけれ
ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	ばならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を
者を害するおそれがないときは、この限りでない。	害するおそれがないときは、この限りでない。
3 (略)	3 (略)
第五十八条の二(略)	第五十八条の二(略)
2~10 (略)	2~10 (略)
11 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担	11 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担
保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令	保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令
で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において	で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において
は、信託業法 (平成十六年法律第 号)第十四条第二項ただし	は、信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第三条第二項ただし書
書(商号)の規定は、適用しない。	(商号)の規定は、適用しない。
12 (略)	12 (略)
(労働金庫連合会の子会社の範囲等)	(労働金庫連合会の子会社の範囲等)
第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社 (国内の会社に	第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社 (国内の会社に
限る。第三項において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子	限る。第三項において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子
会社としてはならない。	会社としてはならない。

いう。第五号において同じ。) を営むもの に関する法律第 に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項(定義等) | 条第|項 (兼営の認可) に規定する信託業務を

(削る)

三・四 (略) 二 (略)

営むもの

二 (略)

__ の : 三 (略)

兀 券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会 険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社 (証 社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保 証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証 会社である場合には、当該会社の議決権を当該労働金庫連合会の 会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む 有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その 金庫連合会又はその子会社 (保険子会社等を除く。) が合算して保 決権を当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働 専門関連業務を営むものを除く。) である場合には、 当該会社の議 しているものに、 を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有 が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社 (証券子会社等 合には、当該会社の議決権を当該労働金庫連合会の証券子会社等 業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。 口に掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連 の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、 あつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社に その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券) である場

律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項 (定義等)

	ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの
	保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
	子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して
	会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券
	決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子
	等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議
	該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等、保険子会社
	し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当
	除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有
	その子会社(証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を
	庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又は
	のいずれも営むもの「当該会社の議決権について、当該労働金
	イ証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務
	には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)
	連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合
	業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関
	社にあつては主として当該労働金庫連合会又はその子会社の営む
(新設)	六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社 (従属業務を営む会
	託業務を専ら営む会社 (以下「信託専門会社」という。)
(新設)	五 信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、信
口 金融関連業務	
イ(従属業務)	
とする。)	
社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るもの	
券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会	

当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫 当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫 労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合 連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除 当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫 合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、 連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除 連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除 合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、 く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し 会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が 労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合 ているもの く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し 合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、 会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が 労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合 会又はその子会社 (保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が ているもの (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し

ているもの

を超えて保有しているもの券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証除く。) 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証ホ 証券専門関連業務を営むもの (イ、口及び八に掲げるものを

- を超えて保有しているもの際子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数勝子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険す会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保
- を超えて保有しているもの託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(信除く。) 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信ト 信託専門関連業務を営むもの (イ、ハ及び二に掲げるものを

七・八 (略)

- るところによる。 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
- 号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・一(従属業務)労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第五

厚生労働省令で定めるもの

保険業をいう。第四号において同じ。) 又は信託業(信託業法第二業、証券業、保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定する二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事

五・六 (略)

- るところによる。 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
- 厚生労働省令で定めるもの号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・一、従属業務、労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第三
- る保険業をいう。第四号において同じ。) に付随し、又は関連する業、証券業又は保険業(保険業法第二条第一項(定義)に規定す二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事

四号まで又は第六号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる)	六号まで又は第八号に掲げる会社 (従属業務 (前項第一号に掲げる
3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第	3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第
	労働省令で定めるもの
	信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生
	二 その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である
	株会社
	八 イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持
	口信託専門会社
	行」という。)
(新設)	八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
八(略)	八 (略)
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社
イ (略)	イ (略)
六 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社	七 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
八(略)	八 (略)
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社
イ (略)	イ (略)
五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社	六 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社
	して内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
(新設)	五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
三・四(略)	三・四(略)
	めるもの
	に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定
業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの	条第一項(定義)に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)

4・5 (略)

内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連6 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として労働金

金庫連合会の子会社」とする。

「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該労働では、同号イ、ハ、二及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定の一、労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社 (前

働大臣の認可を受けなければならない。 働大臣の認可を受けなければならない。 働大臣の認可を受けなければならない。 (従属業務を討つ。以下この項及び第六月において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、次項に高いを受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働治令で定めるものを専ら営む会社の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として労働金

(新設)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限

下この項において同じ。)の議決権については、合算して、その基準条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。 以第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社 (前)

ならない。

2 · 3 (略)

(届出事項)

を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。 第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨

一 (略)

一 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げ 一 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる かまないとされるも のを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融 でによる認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようと 会社とすることについて認可を受けなければならないとされるも のを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融 でによる認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようと する場合を除く。)

得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有しては議決権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて

ならない。

2・3 (略)

(届出事項)

を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。 第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨

(略)

一 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げ一 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第五号に掲げる会社(同条第三項の規定により子第四号若しくは第五号に掲げる会社(同条第三項の規定により子第四号若しくは第五号に掲げる会社(同条第一項(認可)の規定により子のを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融でを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融でを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融ではよる認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)。

三个六

(略)

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) (附則第四十四条関係)

改正案	現
(基金の業務)	(基金の業務)
第百三十条 (略)	第百三十条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会	5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会
社(信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条	社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)、生命保険会社、農業
第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託業務を営む金	協同組合連合会 (全国を地区とし、農業協同組合法 (昭和二十二年
融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会 (全国を地区とし、農	法律第百三十二号)第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事
業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十	業を行うものに限る。以下同じ。)、厚生年金基金連合会その他の法
号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。)、厚	人に委託することができる。ただし、年金数理に関する業務は、厚
生年金基金連合会その他の法人に委託することができる。 ただし、	生年金基金連合会に委託することができない。
年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することがで	
きない。	
(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)	(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)
第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する	第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する
費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社	費用に関して、信託会社、生命保険会社若しくは農業協同組合連合
若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締	会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者(有
結し、又は投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関	価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律
する法律 (昭和六十一年法律第七十四号) 第二条第三項に規定する	第七十四号)第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。) と投資
者をいう。以下同じ。) と投資一任契約 (同条第四項に規定する契約	任契約(同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。)を締結す
をいう。以下同じ。) を締結するときは、政令で定めるところによら	るときは、政令で定めるところによらなければならない。

なければならない。

2 当該投資一任契約に係る年金給付等積立金(年金たる給付及び一時 用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。 の定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運 金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) について、政令 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、

3 項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。 合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二 信託会社、 信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組

(年金給付等積立金の運用)

第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用 しなければならない。

定するものを除く。) 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(運用方法を特

2 5 (略)

(連合会の業務)

2 5 (略) 第百五十九条

(略)

6 連合会は、 信託業務を営む金融機関、 その業務の一部を、 政令で定めるところにより、信託 生命保険会社、 農業協同組合連合

会その他の法人に委託することができる。

の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約 当該投資一任契約に係る年金給付等積立金 (年金たる給付及び一時 を締結しなければならない。 金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。) について、政令 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、

2

は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を 拒絶してはならない。 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者

3

(年金給付等積立金の運用)

第百三十六条の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用 しなければならない。

信託会社への信託(運用方法を特定するものを除く。)

2 5 <u>-</u> 5 五 (略) (略)

(連合会の業務)

第百五十九条 (略)

2 5

(略)

6 ことができる。 会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、 信託

法を特定する信託の契約を締結しなければならない。めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方は、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金について、政令の定2.連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合において

3

(略)

者と投資一任契約を締結するときは、政令で定めるところによらな連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業第百五十九条の二 連合会は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)

結しなければならない。めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締は、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金について、政令の定連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合において

2

ければならない。

(略)

3

日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号) (附則第四十五条関係)

現	行
(借入金及び道路債券)	
第二十六条 (略)	
2~7 (略)	
公団は、国際復興開発銀行と	公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き
路債券を引き渡す必要がある	道路債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受け
、その道路債券の発行に関す	て、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行
又は信託会社に委託することができる。	できる。
(略)	
🙀 は 🌣 路 公 7 十 借 📗	門) 現際復興開発銀行と (略)

日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号) (附則第四十六条関係)

た金融機関をいう。) への金銭信託る法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す一・二)(略)	裕金を運用してはならない。第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余(余裕金の運用)	改正案
	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託ー・二 (略)	裕金を運用してはならない。第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余(余裕金の運用)	現

預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (昭和三十二年法律第百三十六号) (附則第四十七条関係)

2					2						44		
3 (略)	による金銭信託をいう。	する法律(昭和十八年法律第四十三号)第五条ノ四に規定する契約	項において「掛金」という。)及び金融機関の信託業務の兼営等に関	法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金(次	2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、銀行		合会その他預金等の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。	律第百八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連	庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法 (昭和二十四年法	商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金	第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、農林中央金庫、	(定義)	改正案
3 (略)		五号)第九条に規定する契約による金銭信託をいう。	項において「掛金」という。) 及び信託業法 (大正十一年法律第六十	法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項に規定する掛金(次	2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、銀行	をいう。	協同組合連合会その他預金等の受入れ及び資金の融通を業とする者	二十四年法律第百八十一号) 第九条の九第一項第一号の事業を行う	庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法(昭和	中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金	第一条(この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林)	(定義)	現

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号) (附則第四十八条関係)

改正案	現
第四十九条の三 (略)	第四十九条の三 (略)
2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相	2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相
当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と	当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と
して信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託	して信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しな
しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその	ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権
債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	者を害するおそれがないときは、この限りでない。
3 (略)	3 (略)

企業担保法(昭和三十三年法律第百六号) (附則第四十九条関係)

3 (略)	管財人となることができる。	五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、銀行その他の法人は、	2 信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は第	第三十条 (略)	(管財人)	改正案
3 (略)			2 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができる。	第三十条 (略)	(管財人)	現

航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号) (附則第五十条関係)

(開発足進基金) 改正案	(開発足生基金)現 行
(開発促進基金)	(開発促進基金)
第十七条 (略)	第十七条 (略)
2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、	2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、
次の方法によらなければこれを運用してはならない。	次の方法によらなければこれを運用してはならない。
(略)	
三 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関す	三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託
る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	
た金融機関をいう。)への金銭信託	

首都高速道路公団法 (昭和三十四年法律第百三十三号) (附則第五十一条関係)

改正案	現行
(借入金及び首都高速道路債券)	(借入金及び首都高速道路債券)
第三十七条 (略)	第三十七条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づ	8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づ
き債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、	き債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、
その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託	その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託
業者に委託することができる。	会社に委託することができる。
9 (略)	9 (略)

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号) (附則第五十二条関係)

改正案	現行
(基金の業務)	(基金の業務)
第百二十八条 (略)	第百二十八条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 基金は、信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三	3 基金は、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)、生
条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)、	命保険会社、農業協同組合連合会 (全国を地区とし、農業協同組合
信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会 (全	法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号の事業を
国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)	行うものに限る。以下同じ。)若しくは共済水産業協同組合連合会(全
第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。) 若しくは	国を地区とするものに限る。以下同じ。) 又は投資顧問業者 (有価証
共済水産業協同組合連合会 (全国を地区とするものに限る。以下同	券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 (昭和六十一年法律第七
じ。) 又は投資顧問業者 (有価証券に係る投資顧問業の規制等に関す	十四号) 第二条第三項に規定する者をいう。 以下同じ。) と、当該基
る法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者	金が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若し
をいう。以下同じ。) と、当該基金が支給する年金又は一時金に要す	くは共済の契約又は投資一任契約 (同条第四項に規定する契約をい
る費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約(同	う。以下同じ。) を締結するときは、政令の定めるところによらなけ
条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。) を締結するときは、政	ればならない。
令の定めるところによらなければならない。	
4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組	4 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産
合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者は、	業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除
正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約(運用方法を特	き、前項に規定する契約(運用方法を特定する信託の契約であつて、
定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。) の締結を拒	政令で定めるものを除く。) の締結を拒絶してはならない。
絶してはならない。	
5 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会	5 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会

社 ができる。 共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託すること 信託業務を営む金融機関、 生命保険会社、 農業協同組合連合会、

(連合会の業務)

第百三十七条の十五 (略)

2.3

(略)

4 きは、政令の定めるところによらなければならない。 して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結すると 問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関 農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧 連合会は、信託会社、 信託業務を営む金融機関、 生命保険会社、

5 (略)

6 ことができる。 会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託する 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託 信託業務を営む金融機関、 生命保険会社、 農業協同組合連合

> 会その他政令で定める法人に委託することができる。 社、生命保険会社、 農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合

(連合会の業務)

第百三十七条の十五 (略)

2・3 (略)

4

によらなければならない。 済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところ 給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、 は共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支 連合会は、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しく 保険若しくは共

5 (略)

6 合会その他政令で定める法人に委託することができる。 会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託

中小企業退職金共済法 (昭和三十四年法律第百六十号) (附則第五十三条関係)

2~4 (略)	2~4 (略)
四~六 (略)	四~六(略)
いては、厚生労働大臣の指定するものに限る。)	については、厚生労働大臣の指定するものに限る。)
う。)であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。)につ	をいう。) であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。)
る者をいう。) との投資一任契約(同条第四項に規定する契約をい	定する者をいう。) との投資一任契約 (同条第四項に規定する契約
する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定す	に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規
る信託(投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関	定する信託(投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託 (運用方法を特定す	三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託 (運用方法を特
	一·二 (略)
掲げる方法以外の方法によつてはならない。	掲げる方法以外の方法によつてはならない。
第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に	第七十七条 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に
(余裕金の運用の特例)	(余裕金の運用の特例)
現	改正案

割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号) (附則第五十四条関係)

現	行
(前受金保全措置)	
第十八条の三 (略)	
2・3 (略)	
行、信託会社その他政令で	銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は経済産業大臣の
?する者でなければ、前項C	指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約(以下
単に「供託委託契約」という。	という。)の受託者となることができない。
(略)	
略・ケグ・安島	(略) (略) (の) という。 (の) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の

商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号) (附則第五十五条関係)

改正案	現行
第六十七条 (略)	第六十七条 (略)
2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の	2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として
信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しな	信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけれ
ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	ばならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を
者を害するおそれがないときは、この限りでない。	害するおそれがないときは、この限りでない。
3 (略)	3 (略)

漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) (附則第五十六条関係)

てもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をし	を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金	は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済	2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合 2	第五十三条 (略)	改正案
その債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	行に相当の財産を信託しなければならない。 ただし、合併をしても	を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀	は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済	2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合	第五十三条 (略)	現

核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号) (附則第五十七条関係)

銀行又は信託会社への金銭信託次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕の方法による場合を除くほか、業務上の余裕の方法による場合を除くほか、
--

住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) (附則第五十八条関係)

第三項の更新又は同法第九十条第一項の届出、同法第八十六条第一項の登録、同条条第一項の登録、同法第七十一条第一項の	一項若しくは第二項の届出、同法第六十七五十四条第一項の登録、同法第五十六条第録、同法第五十二条第一項の免許、同法第分・)の認可、同法第五十二条第一項の登十三条第二項において準用する場合を含	いて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第一項若しくは第三十九条第一項三十九条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第一項、第三十七条第一項、第三			改正案
一項の * 同条	六十七六条第両の登「高法第	 			現行

)							(削る)	九~十二 (略) (略)	めるもの	届出に関する事務であつて総務省令で定
十三了百二十 (略					経済産業省	くは財務省又は	十二 金融庁若し	八~十一 (略)		
(略)	あつて総務省令で定めるもの	げる易/file 名づ。/ り届出こ別ける事為で 第三十七条(同法第五十四条において準用	て準用する場合を含む。)の更新又は同法	第三十五条第一項(同法第五十四条におい	第三十条若しくは第五十二条の許可、同法	律(平成四年法律第七十七号)による同法	特定債権等に係る事業の規制に関する法	(略)		

石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号) (附則第五十九条関係)

|--|

金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和四十三年法律第八十六号) (附則第六十条関係)

改正案		現	行
第十一条 (略)	第十一条 (略)		
2~5 (略)	2~5 (略)		
6 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、	6 債権者が第一項	項の期間内に異議を述べたときは、	述べたときは、金融機関は、
弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を	弁済し、若しくは相当	は相当の担保を提供	の担保を提供し、又はその債権者に弁済を
受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金	受けさせることを	を目的として信託業	受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会
融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併を	社に相当の財産を	社に相当の財産を信託しなければならない。	らない。ただし、合併をして
してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	もその債権者を害する	「するおそれがない-	おそれがないときは、この限りでない。

本州四国連絡橋公団法 (昭和四十五年法律第八十一号) (附則第六十一条関係)

改正案	現
(基金経理)	(基金経理)
第三十六条の二 (略)	第三十六条の二 (略)
2 公団は、次の方法による場合を除くほか、退職金支払確保契約業	2 公団は、次の方法による場合を除くほか、退職金支払確保契約業
務に係る給付のための資金を運用してはならない。	務に係る給付のための資金を運用してはならない。
一・二 (略)	一・二 (略)
三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す)	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの
る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	契約のあるもの
た金融機関をいう。)への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの	

(登録の拒否要件) (の法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に人に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、投資信託及び投資法法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平)、1000年で、1	(登録の拒否要件) (を正否しなければならない。 (の法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に人に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、投資信託及び投資法法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第七十七号)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平
金融機関を除く。)をいう。 (定義) (定義) (定義) (定義)	を除く。)をいう。 以下同じ。)その他政令で定める金融機関組織金融機関をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融機関 二十三年法律第二十五号)第二条第八項(定義)に規定する協同 一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営 号に定めるところによる。 (定義)
現	改正案

九~十二 (略)

2

(略)

(業務の規制)

第十四条 規制 及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意)の規定は 並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項 (損失補てんの禁止等) 向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、 ない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、 貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、 条 (誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで (業務、 役及びこれに類する役職にある者を除く。) について、同法第三十三 及び支店に駐在する役員 (同条第三項及び第四項にあつては、 兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者 との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、 その他業務との利益相反行為の防止、 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項 (役員の 親法人等又は子法人等 顧客の指示によら 顧客資産の分別 名義 監査

> 五年を経過するまでの者であるとき。 五年、日本は、一大の別の執行を受けることがないこととなつた日からする外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終れらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当年(平成四年法律第七十七号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法

九~十二 (略)

2 (略)

(業務の規制)

第十四条 規制、 及び顧客の有価証券の担保提供等についての書面の同意)の規定は との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、 並びに第四十三条から第四十七条の二まで (業務の状況についての 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項 (損失補てんの禁止等) 向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為): ない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示 貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、 条 (誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで (業務、 役及びこれに類する役職にある者を除く。) について、 同法第三十三 及び支店に駐在する役員 (同条第三項及び第四項にあつては、 兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者 その他業務との利益相反行為の防止、 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項 (役員の 親法人等又は子法人等 顧客の指示によら 顧客資産の分別

国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四 関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一 第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に 第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、 において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中 項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項 国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ね 条第四項中「 業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、 取締役若しくは執行役又は監査役 (理事、監事その他これらに準ず 織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。)の める要件に該当する法人その他の団体をいう。) のうち銀行、協同組 等 (当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定 ずる者を含む。) 又は使用人」とあるのは「特定金融機関 (特定法人 する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取 外国証券会社がその支店において行う業務について、 条第二項第二号」と、 十条第二項の規定」と、 る」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは る者を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「外国証券 締役若しくは執行役若しくは監査役 (理事、監事その他これらに準 「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律 人等」とあるのは「特定法人等 (外国証券業者に関する法律第十四 外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四 同条第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外 証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「 同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法 同法第四十二条第一項中「第三十四条第二 それぞれ準用 同条 外 同

する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「 あるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用 条第二項第一号」と、 国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四 号」と、同条第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外 関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各 四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に 四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、 十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十 用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「 とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準 役員を兼ねる」と、 あるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する 項」と、同条第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」と 「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一 れらに準ずる者を含む。)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは をいう。) の取締役若しくは執行役又は監査役 (理事、 織金融機関、 める要件に該当する法人その他の団体をいう。) のうち銀行、 等 (当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定 ずる者を含む。) 又は使用人」とあるのは「特定金融機関 (締役若しくは執行役若しくは監査役 (理事、監事その他これらに準 する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取 外国証券会社がその支店において行う業務について、 人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等 (外国証券業者に関す 信託会社その他政令で定める金融機関に該当するもの 同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定. 同条第二号中「第三十四条第二項第二 監事その他こ それぞれ準用 (特定法人 協同組 同法第

2~4 (略)

(届出事項)

同じ。) の過半数を保有することとなつたとき。 関府令で定める会社について、その議決権を育するものとみ会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項 (子会社による親会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項 (子会社による親会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項 (子会社による親会社にあつでは、商法第二百十一条ノ二第四項 (子会社による親の状式の取得の制限等) に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を知り、株式会社又は有限ので定める金融機関その他内の過行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内

五

その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関そ

てその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該の他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社につい

若しくは業務の全部を廃止したとき。

会社が合併し、解散し、

第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。のは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」とあるのは「特定法人等」とあるのは「特定法人等」る法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定す

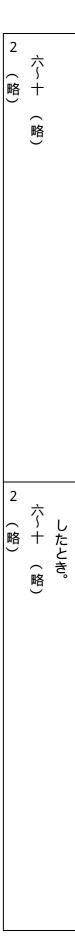
2~4 (略)

(届出事項)

| ならない。| ならない。| なったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ| 第二十二条 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することと

|〜三 (略)

四 五 き、又は当該会社が合併し、 会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたと 信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める 項において同じ。)の過半数を保有することとなつたとき。 るものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この 持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有す 社による親会社株式の取得の制限等) に規定する種類の株式又は 社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項 (子会 総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会 関その他内閣府令で定める会社について、その議決権 (総株主、 その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、 銀行、協同組織金融機関、 解散し、若しくは業務の全部を廃止 信託会社その他政令で定める金融機



預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) (附則第六十四条関係)

改正案	現
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。	2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。
	->三 (略)
四金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第	四(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第九条の規定により元
四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金	本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託
銭信託 (貸付信託を含む。)に係る信託契約により受け入れた金銭	契約により受け入れた金銭
五 (略)	五 (略)
3~13 (略)	3~13 (略)
(営業譲渡等における債権者保護手続の特例)	(営業譲渡等における債権者保護手続の特例)
第百三十一条 (略)	第百三十一条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 救済金融機関の債権者 (第一項に規定する営業譲渡等又は付保預	7 救済金融機関の債権者 (第一項に規定する営業譲渡等又は付保預
金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の	金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の
債務に係る債権者に限る。) が第三項の期間内に異議を述べたとき	債務に係る債権者に限る。) が第三項の期間内に異議を述べたとき
は、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若し	は、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若し
くは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若し	くは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営
くは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならな	む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。
い。 ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害す	ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するお
るおそれがないときは、この限りでない。	それがないときは、この限りでない。

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例

第百三十二条 の営業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。 融機関 (以下この条及び次条において「新受託者」という。) との間 項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金 信託法 (大正十一年法律第六十二号) 第四十六条、第四十九条第一 あつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、 るための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定が 定により信託業務を営む金融機関に対してする営業の譲渡を援助す 関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に

2 { 11 (略)

第百五十条 (略)

2

(略)

3 る規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定め

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定 により信託業務を営む金融機関 同法第十五条各号

4 (略)

四 六

(略)

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例

第百三十二条 することができる。 受託者」という。) との間の営業の譲渡の契約をもつて受託者更迭を 当該資金援助に係る救済金融機関(以下この条及び次条において 新 第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、 その引き受けた信託につき、信託法 (大正十一年法律第六十二号) よる資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、 対してする営業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定に り信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に 関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の規定によ 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に

2 } 11 (略)

第百五十条 (略)

2 (略)

3 ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 る規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定め

一・二 (略)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一 により信託業務を営む金融機関 同法第十条各号 項の規定

(略)

四 六

(略

4

改正案	現
(勤労者財産形成貯蓄契約等)	(勤労者財産形成貯蓄契約等)
第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者	第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者
が締結した次に掲げる契約(勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労	が締結した次に掲げる契約(勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労
者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。)をいう。	者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。)をいう。
一銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、	一(銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の
信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は第	金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は日本郵政公
五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項(第五号	社(以下「金融機関等」という。)を相手方とする預貯金、合同
を除く。) において同じ。) 若しくは証券会社で、政令で定める	運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの(以下「預貯金等」
もの又は日本郵政公社(以下「金融機関等」という。)を相手方	という。)の預入、信託又は購入(以下「預入等」という。)に
とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの	関する契約で、次の要件を満たすもの
(以下「預貯金等」という。)の預入、信託又は購入(以下「預	
入等」という。)に関する契約で、次の要件を満たすもの	
イーハ(略)	~ ハ (略)
二丁四 (略)	<u>一</u> 了四 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
(勤労者財産形成給付金契約等)	(勤労者財産形成給付金契約等)
第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、	第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、
事業主が、その事業場(勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以	事業主が、その事業場(勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以
外の事業場に限る。以下この項において同じ。)の勤労者の財産形	外の事業場に限る。以下この項において同じ。)の勤労者の財産形
成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組	成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組

う。 う。 働大臣の承認を受けたものをいう。 設定(追加設定を含む。 証券の取得者とする証券投資信託(政令で定めるものに限る。 令で定めるものに限る。)、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取 限る。)、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済(政 を被保険者及び保険金受取人とする生命保険 (政令で定めるものに 勤労者を受益者とする信託 (政令で定めるものに限る。) 、 において同じ。) (以下「信託会社等」と総称する。) と締結した 定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号 委託業者 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規 託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)の投資信託 和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信 損害保険会社 (保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をい の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。)、 生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をい 書面による合意に基づき、信託会社、 する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との 合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織 人とする損害保険 (政令で定めるものに限る。) 又は勤労者を受益) 又は証券投資信託 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭)、農業協同組合連合会 (農業協同組合法第十条第一項第十号)の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労 第一号及び第五号並びに同項において同 信託業務を兼営する金融機関な 勤労者 <u>)</u>の

| 〜四 (略)

合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができな五(当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場

いて同じ。) の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして る。)の設定(追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項にお 金受取人とする損害保険 (政令で定めるものに限る。) 又は勤労者 済 (政令で定めるものに限る。) 、勤労者を被保険者及び満期返戻 ものに限る。)、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共 勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険(政令で定める 証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。 険会社をいう。) 又は証券投資信託 (投資信託及び投資法人に関す いう。)、損害保険会社(保険業法第二条第四項に規定する損害保 む。)、生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険 面による合意に基づき、 する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書 厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。 を受益証券の取得者とする証券投資信託(政令で定めるものに限 と締結した勤労者を受益者とする信託(政令で定めるものに限る。)、 十八項に規定する投資信託委託業者をいう。 以下この項及び次条第 の投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 る法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する 項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会を 会社をいう。) 、農業協同組合連合会 (農業協同組合法第十条第一 合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織 ||項第五号において同じ。) (以下「信託会社等」と総称する。) 信託会社(信託業務を兼営する銀行を含

一~四 (略)

には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができない五、当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合

とされていること。 信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすること 信託解約金等」という。)の支払を受けるべきこととなるまでの を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資 該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金 (収益の分配 いものとされており、 ' 当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関、 かつ、 当該受益証券を取得した勤労者が当

六~九 (略)

2 (略)

(勤労者財産形成基金契約)

第六条の三

(略)

を受けたものをいう。 に関する契約で、 者とする証券投資信託 (政令で定めるものに限る。) の設定の委任 険 (政令で定めるものに限る。) 又は当該勤労者を受益証券の取得 る。)、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保 済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限 とする生命保険 (政令で定めるものに限る。) 、当該勤労者を被共 で定めるものに限る。)、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人 ため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託 (政令 者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与する この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、 次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認 勤労 2

_ { 四 (略

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場

> ے ع 含む。 当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は 託解約金等」という。) の支払を受けるべきこととなるまでの間: 受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金(収益の分配を ものとされており、 証券会社に、 次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信 当該受益証券の保管の委託をすることとされている かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該

六~九 (略)

(略)

2

(勤労者財産形成基金契約)

第六条の三

(略)

ものをいう。 契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けた ため、 当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険 (政令 済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限る。)、 で定めるものに限る。)、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人 証券投資信託 (政令で定めるものに限る。) の設定の委任に関する で定めるものに限る。) 又は当該勤労者を受益証券の取得者とする とする生命保険 (政令で定めるものに限る。) 、当該勤労者を被共 者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与する この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、 信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託(政令 勤労

_ { 匹 (略)

当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合

金融機関、信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託 なるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、 該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきことと いものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当 合には、当該証券投資信託の受益証券は、 譲渡することができな

3 • 4 六~九 (略) (略)

をすることとされていること。 には、 されていること。

受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなる 融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることと までの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金 ものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該 当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができない

六 ~ 九 (略)

3 • (略)

積立式宅地建物販売業法 (昭和四十六年法律第百十一号) (附則第六十六条関係)

供託委託契約の受託者となることができない。	2 銀行その他政令で定める金融機関でなければ、前項の営業保証金	第二十条 (略)	(営業保証金供託委託契約)	改正案
営業保証金供託委託契約の受託者となることができない。	2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関でなければ、前項の	第二十条 (略)	(営業保証金供託委託契約)	現

日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号) (附則第六十七条関係)

た金融機関をいう。) への金銭信託 る法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す一・二(略)	裕金を運用してはならない。第三十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余(余裕金の運用)	改正案
	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託 一・二 (略)	裕金を運用してはならない。 (第三十八条 事業団は、 次の方法による場合を除くほか、 業務上の余(余裕金の運用)	現

農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号) (附則第六十八条関係)

改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。	2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。
一・二 (略)	一・二 (略)
三金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第	三 信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第九条の規定により元
四十三号)第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金	本の補てんの契約をした金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託
銭信託(貸付信託を含む。)に係る信託契約により受け入れた金銭	契約により受け入れた金銭
四 (略)	四 (略)
3~10 (略)	3~10 (略)
(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例)	(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例)
第百十四条 (略)	第百十四条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 救済農水産業協同組合の債権者(第一項に規定する信用事業譲渡	7 救済農水産業協同組合の債権者 (第一項に規定する信用事業譲渡
等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務	等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務
以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。)が第三項	以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。)が第三項
の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁	の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁
済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受け	済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受け
させることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関	させることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相
に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信用事業譲	当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信用事業譲渡等
渡等又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、	又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この

この限りでない。

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例

第百十五条 もつて受託者更迭をすることができる。 条において「新受託者」という。) との間の信用事業の譲渡の契約を かかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合 (以下この 六十二号)第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定に 同組合は、その引き受けた信託につき、信託法 (大正十一年法律第 資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協 る信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による のが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してす の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むも 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務

限りでない。

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)

第百十五条 の間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができ 済農水産業協同組合 (以下この条において「新受託者」という。) と 第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救 き、信託法 (大正十一年法律第六十二号) 第四十六条、第四十九条 きは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につ 第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたと む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営 の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務

ಶ್ಶ

2 { 11 略

2

11

略

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号) (附則第六十九条関係)

(以下単に「受託者」という。)となることができない。	4 銀行その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者	2・3 (略)	第二十条 (略)	(供託委託契約)	改正案
約の受託者 (以下単に「受託者」という。) となることができない。	4 銀行、信託会社その他の政令で定める者でなければ、供託委託契	2・3 (略)	第二十条 (略)	(供託委託契約)	現行

森林組合法 (昭和五十三年法律第三十六号) (附則第七十条関係)

3 (略)	債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその	して信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託	当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と	2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相	第六十七条 (略)	改正案	
3 (略)	者を害するおそれがないときは、この限りでない。	ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	して信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しな	当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と	2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相	第六十七条 (略)	現	

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 (昭和五十三年法律第八十号) (附則第七十一条関係)

改正案	現
(認証)	(認証)
第五条の認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、	第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、
当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定に	当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定に
より認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該	より認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該
規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。	規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。
一•二(略)	一・二(略)
三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士 (外国公認	三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認
会計士を含む。) 又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎	会計士を含む。)若しくは監査法人又は信託業法(大正十一年法
年一回構成員に公表されることとされていること。	律第六十五号)第五条第一項第六号の業務を営む信託会社の監査
	証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされ
	ていること。

民事執行法 (昭和五十四年法律第四号) (附則第七十二条関係)

2 信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は第第九十四条 (略) (管理人の選任) 改 正 案	2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人となることができる。第九十四条 (略) (管理人の選任) 現 行
信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は第	信託会社、銀行その他の法人は、
管理人となることができる。 五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)、銀行その他の法人は、	

農住組合法 (昭和五十五年法律第八十六号) (附則第七十三条関係)

3 (略)	者を害するおそれがないときは、この限りでない。	ければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権	信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しな	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として	2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の	第五十三条 (略)	改正案
3 (略)	害するおそれがないときは、この限りでない。	ばならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を	信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなけれ	担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として	2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の	第五十三条 (略)	現

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号) (附則第七十四条関係)

	イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務
	該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)
	営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当
	めにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を
	会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のた
(新設)	十一(従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む
	るものを除く。)
	う。以下同じ。) を営む外国の会社 (第七号に掲げる会社に該当す
(新設)	十 信託業 (信託業法第二条第一項 (定義) に規定する信託業をい
口 金融関連業務	
イ(従属業務	
に、それぞれ限るものとする。)	
して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの	
又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算	
て保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行	
会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超え	
が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子	
社である場合には、当該会社の議決権を当該銀行の証券子会社等	
社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会	
する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会	
当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有	
には、当該会社の議決権を当該銀行の保険子会社等が合算して、	
務を営む会社 (証券専門関連業務を営むものを除く。) である場合	
権の数を超えて保有しているものに、その会社が保険専門関連業	

八 社等、 銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証 保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の 銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証 信託子会社等が合算して、 信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の 社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び 会社の議決権の数を超えて保有し、 券子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該 数を超えて保有しているもの 社等が合算して、 会社の議決権の数を超えて保有し、 券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該 する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の 社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有 保険子会社等が合算して、 する当該会社の議決権の数を超えて保有し、 社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有 証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会 数を超えて保有しているもの (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、 (イに掲げるものを除く。) 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 保険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有 当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び 当該銀行又はその子会社(証券子会 当該銀行又はその子会社(証券子会 当該会社の議決権について、 かつ、当該銀行の信託子会 かつ、当該銀行の保険子会 かつ、当該銀行の

+ - + = 朩 =前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め ۲ るもの るもの 除く。) 除く。) 当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等 るもの 数を超えて保有しているもの 信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の 険子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算して保有する当該 銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保 が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有してい が合算して、当該銀行又はその子会社 (保険子会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有してい 除く。) 社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び 会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会 が合算して、 が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有してい が合算して、 保険専門関連業務を営むもの(イ、 証券専門関連業務を営むもの(イ、口及び八に掲げるものを (イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該 信託専門関連業務を営むもの(イ、 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの (略) 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等 当該会社の議決権について、 当該銀行又はその子会社(信託子会社等を除く。) 当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。) 当該銀行の保険子会社等 口及び二に掲げるものを 八及び二に掲げるものを 2 九 十 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め (略)

	二(その他の会社であつて、当該銀行の子会社である信託兼営銀)
	持株会社
	ハーイ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる
	ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社
	を営む銀行(以下「信託兼営銀行」という。)
	イ 兼営法第一条第一項 (兼営の認可)の認可を受けて信託業務
(新設)	八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社
八 (略)	八 (略)
	社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会
イ (略)	イ (略)
六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社	七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社
八 (略)	八 (略)
	社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会
イ (略)	イ (略)
五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社	六 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社
	して内閣府令で定めるもの
(新設)	五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
三・四(略)	三・四 (略)
する業務として内閣府令で定めるもの	又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連	二(金融関連業務)銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し、
営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの	営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの
一 従属業務 銀行又は前項第二号から第七号までに掲げる会社の	一従属業務の銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の
るところによる。	るところによる。

行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3 (略)

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで大臣の認可を受けなければならない。 第一項第一号から第十一号まで大臣の認可を受けなければならない。

5・6 (略)

いるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。若しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んで7.第一項第十一号又は第四項の場合において、会社が主として銀行

はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又適用については、同号イ、ハ、二及びト中「当該銀行の信託子会社8)銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の8.

(新設)

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一

3 (略)

4

認可を受けなければならない。 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第八号まで又銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号に掲げる公にの (従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及びためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び、条第四項第一号から第八十六号)第四、銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第八号まで又銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第八号まで又の議では、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第八号まで又

5・6 (略)

るかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいて、第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一

2~8 (略)

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 (略)

2 · 3 (略)

権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

を部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債権関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の機関に相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受ける。及は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受ける。

(銀行議決権保有届出書等に関する特例)

勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情をが内閣府令で定める株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを保有の目的としないもの(議決権保有割合が内閣府令で定めるとしないもの(議決権保有割合が内閣府令で定めるとののの内閣府令で定知、信託会第一項の免許を受けたものに限る。)その他の内閣府令で定第五十二条の四(銀行、証券会社、信託会社(信託業法第三条又は第

得し、又は保有してはならない。 議決権の数をいう。以下この条において同じ。) を超える議決権を取権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得たの条において同じ。) の議決権については、合算して、その基準議決号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下こ

2~8 (略)

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 (略)

2 · 3 (略)

(銀行議決権保有届出書等に関する特例)

内閣総理大臣に提出しなければならない。 で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、 事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、 を超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する の二第一項の規定にかかわらず、議決権保有割合が初めて百分の五 対象議決権」という。) に係る銀行議決権保有届出書は、 第五十二条 内閣府令

2 4 略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、 としてはならない。 下この条において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社 銀行及び次に掲げる会社(以

<u>:</u> (略)

三四四 (略)

五 信託専門会社

六 · 七

(略)

八 を除く。) 保険業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するもの

九 を除く。 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するもの

+あつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に

(略)

のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行

内閣総理大臣に提出しなければならない 定めるところにより、 項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、 超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する事 **二第一項の規定にかかわらず、議決権保有割合が初めて百分の五を** 当該基準日の属する月の翌月十五日までに、 内閣府令で

略

2 4

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、 としてはならない。 下この条において「子会社対象会社」という。) 以外の会社を子会社 銀行及び次に掲げる会社

(以

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

一・二 (略)

_ の 三 (略)

(新設)

四 · 五 (略)

六 保険業を営む外国の会社 (第四号に掲げる会社に該当するもの

を除く。)

(新設)

七 のためにその業務を営んでいる会社に限る。) あつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務 次に掲げる業務を専ら営む会社 (イに掲げる業務を営む会社に

(略)

第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行

のとする。)

一つでは同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くもいない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託を、当該銀行持株会社が保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同りては同項第五号に掲げる信託専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同りでは同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くも、当該銀行持株会社がにあっては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くも、当該銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営むのとする。)

十一・十二 (略)

2

(略)

4・5 (略)

理大臣の認可を受けなければならない。

| 営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持

それぞれ除くものとする。) いない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む

八.九 (略)

2

(略)

4・5 (略)

営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持

理大臣が定める。

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)

同じ。) を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。 に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、掲がる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀

2~8 (略)

(届出事項)

| 令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ||第五十三条||銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府|

一 (略)

ならない。

分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換にばならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなけれ第一元条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(同条

三个八 (略)

(略)

理大臣が定める。

(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限

同じ。) を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。 に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条においてげる会社を除く。以下この条において同じ。) の議決権については、行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀

2~8 (略)

(届出事項)

ならない。
令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ第五十三条(銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府

(略)

2 (略)

(略)

155

3 四 个 九 三 第五十二条の二十三第一項第十号又は第十一号に掲げる会社 の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、そ | 〜 | (略) 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、 可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除 とき (第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認 なければならないとされるものを除く。)を子会社としようとする (同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受け (略) 次の各号 3 の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、そ 三 第五十二条の二十三第一項第七号又は第八号に掲げる会社 (同 四 ~ 九 | 〜 二 (略) 銀行持株会社(銀行持株会社であつた会社を含む。)は、 受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)。 ればならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき 条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなけ (第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を (略)

次の各号

4

(略)

4

(略)

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) (附則第七十五条関係)

改正案	現行
(余裕金の運用)	(余裕金の運用)
第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る	第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る
業務上の余裕金を運用してはならない。	業務上の余裕金を運用してはならない。
	一・二 (略)
三信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す	三 信託会社その他信託業務を営む銀行への金銭信託
る法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	
た金融機関をいう。)への金銭信託	

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号) (附則第七十六条関係)

改正案	現
(投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)	(投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)
第二十三条の三 (略)	第二十三条の三 (略)
2 (略)	2 (略)
3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適	3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適
用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付	用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付
け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「な	け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「な
らない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧	らない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧
客に対する金銭の貸付けの媒介その他の政令で定める行為は、この	客に対する金銭の貸付けの媒介(信託業法(大正十一年法律第六十
限りでない」とする。	五号) 第五条第一項第三号に規定するものに限る。) その他の政令で
	定める行為は、この限りでない」とする。
4 (略)	4 (略)
(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)	(認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)
第三十一条の三 (略)	第三十一条の三 (略)
2 (略)	2 (略)
3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条にお	3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条にお
いて準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対	いて準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対
し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」	し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」
と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行そ	と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行そ
の他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介その	の他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介 (信
他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。	託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。)その他の政令で

商品投資に係る事業の規制に関する法律 (平成三
法律(平成三年法律第六十六号)
(附則第七十七条関係)

改正案	現
(許可の基準)	(許可の基準)
第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、	第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、
許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の	許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の
許可をしなければならない。	許可をしなければならない。
一•二 (略)	(略)
三 この法律、信託業法 (平成十六年法律第 号)、証券取引法	三 この法律、信託業法 (大正十一年法律第六十五号)、証券取引法
(昭和二十三年法律第二十五号)、商品取引所法、投資信託及び投	(昭和二十三年法律第二十五号)、商品取引所法、投資信託及び投
資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)、出資の受	資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号)、出資の受
入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二十九年法	入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二十九年法
律第百九十五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関す	律第百九十五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関す
る法律 (昭和五十七年法律第六十五号)、特定商品等の預託等取引	る法律 (昭和五十七年法律第六十五号)、特定商品等の預託等取引
契約に関する法律 (昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係	契約に関する法律 (昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係
る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四	る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四
号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十	号)、抵当証券業の規制等に関する法律 (昭和六十二年法律第百十
四号)若しくは金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)	四号)若しくは金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)
又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに	又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑 (これに
相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行	相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行
を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三	を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三
年を経過しない法人	年を経過しなり法人
四~六 (略)	四~六 (略)
2 (略)	2 (略)

(報告書の交付)

弗十八条 (略)

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

運用する場合に限る。)については、適用しない。 で運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により投資信託委託業者(同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産項の免許を受けたものに限る。)及び信託業務を兼営する金融機関並項 第三章の規定は、信託会社 (信託業法第三条又は第五十三条第一人 第三章の規定は、信託会社 (信託業法第三条又は第五十三条第一人)

(報告書の交付)

十八条 (略)

品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならない。 ・ の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記を除く。以下この項において同じ。)の販売等をしたときは、主務省をで定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営するしたとき、又は商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営するの他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記したとき。又は商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営するのをいう。)を作成し、当該商品投資契約の締結の代理若しくは媒介を商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介を商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介を

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

る場合に限る。) については、適用しない。 上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用す託委託業者 (同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産の運用資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに投

	商品投資受益権の販売等については、適用しない。
新設)	第四十八条の二 信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う
	(信託業法の適用除外)

不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号) (附則第七十八条関係)

改正案	現
(信託会社等に関する特例)	(信託会社等に関する特例)
第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業	第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託会
法 (平成十六年法律第 号) 第三条又は第五十三条第一項の免	社で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたも
許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。)で宅地建物取引業	の(以下この条において「特定信託会社」という。)には、適用しな
法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの(以下この条にお	ιĵ
いて「特定信託会社」という。) には、適用しない。	
2~5 (略)	2~5 (略)
6 信託業務を兼営する金融機関及び第一項の政令で定める信託会社	6(信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に関
に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	し必要な事項は、政令で定める。

更生保護事業法 (平成七年法律第八十六号) (附則第七十九条関係)

を害するおそれがないときは、この限りでない。	財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者	とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の	若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ	2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、 2	第三十六条 (略) 第三十六条 (略)	改 正 案	
するおそれがないときは、この限りでない。	を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害	とを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産	若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせるこ	↓ 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、	第三十六条 (略)	現	

保険業法 (平成七年法律第百五号) (附則第八十条関係)

改正案	現
(組織変更決議の公告等及び異議申立て)	(組織変更決議の公告等及び異議申立て)
第七十条 (略)	第七十条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 信託業法 (平成十六年法律第 号)第四十条第二項 (異議を	4 信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第十六条第二項 (異議を
述べた受益者)の規定は、第二項において準用する商法第百条の異	述べた受益者)の規定は、第二項において準用する商法第百条の異
議を述べた前項の金銭信託の受益者がいる場合について準用する。	議を述べた前項の金銭信託の受益者がいる場合について準用する。
この場合において、信託業法第四十条第二項中「合併後の信託会社」	
とあるのは、「組織変更後の相互会社」と読み替えるものとする。	
5 (略)	5 (略)
第九十九条 (略)	第九十九条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附	6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附
社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定	社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定
めるところにより、銀行 (相互会社にあっては、これらの法令に規	めるところにより、銀行(相互会社にあっては、これらの法令に規
定する会社又は銀行)とみなす。この場合においては、信託業法第	定する会社又は銀行)とみなす。この場合においては、信託業法第
十四条第二項ただし書 (商号)の規定は、適用しない。	三条第二項ただし書 (商号) の規定は、適用しない。
7 (略)	7 (略)
8 信託業法第十一条(営業保証金)、第二十二条から第三十一条まで	8 信託業法第七条から第十条まで (国債の供託、優先弁済、損失の
(信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、信託の	補てん等及び固有財産との区分)の規定は、生命保険会社が第三項
引受けに係る行為準則、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の	の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場

		条までの届出若しく	
	当該	第十七条から第十九	第四十二条第二項
		項の登録	
		若しくは第七条第一	
		により第三条の免許	
		十六条第一項の規定	
	項の免許	た場合若しくは第四	
	り同法第三条第一	の登録が取り消され	
	十二条の規定によ	により第七条第一項	
	くは同法第二百七	十五条第一項の規定	
	消された場合若し	消された場合、第四	
	一項の免許が取り	第三条の免許が取り	
	より同法第三条第	第一項の規定により	
	三十四条の規定に	た場合、第四十四条	
	三条若しくは第百	の更新がされなかっ	
	保険業法第百三十	第七条第三項の登録	第十一条第十項
		ものとする。	る字句と読み替えるものとする。
	は、同表の下欄に掲げ	る信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ	る信託業法の規定中
	次の表の上欄に掲げ	う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げ	う場合について準用
	り保険金信託業務を行	の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行	の規定は、生命保険
	ノ四 (損失の補填等)	る法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第五条ノ四 (損失の補填等)	る法律 (昭和十八年
	乱業務の兼営等に関す	し等の場合の解任手続)並びに金融機関の信託業務の兼営等に関す	し等の場合の解任手
松	十九条 (免許等の取消	の相殺)、第四十二条 (立入検査等) 及び第四十九条 (免許等の取消	の相殺)、第四十二条
ż∔ĺ	ひ信託財産に係る債務	託財産に係る行為準則、信託の公示の特例及び信託財産に係る債務	託財産に係る行為準
	信託会社の忠実義務等、信	信託財産状況報告書の交付、信託な	書面交付、信託財産

総額)」と読み替えるものとする。 社二付テハ基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ合において、同法第七条中「資本金」とあるのは、「資本金(相互会

	は措置若しくは当該		
第四十九条第一項	第七条第三項の登録	保険業法第百三十	
	の更新をしなかった	三条又は第百三十	
	場合、第四十四条第	四条の規定により	
	一項の規定により第	同法第三条第一項	
	三条の免許を取り消	の免許	
	した場合又は第四十		
	五条第一項の規定に		
	より第七条第一項の		
	登録		
9 生命保険会社が第三	生命保険会社が第三項の規定により引き受ける信託契約の締結	ける信託契約の締結の	(新設)
代理又は媒介を第三者	に委託する場合には、	代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保険会社を信託会	
社とみなして信託業法	社とみなして信託業法第二条第八項(定義)及び第五章の規定(こ	及び第五章の規定(こ	
れらの規定に係る罰則	れらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、	この場合において、同	
章中「所属信託会社」	章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保険会社」と、	保険会社」と、同法第	
七十八条中「第三十四	七十八条中「第三十四条」とあるのは「保険業法第百十一条第一項	業法第百十一条第一項	
及び第二項」とする。			
10 (略)			9 (略)
(保険会社の子会社の範囲等)	範囲等)		(保険会社の子会社の範囲等)
第百六条 保険会社は、	次に掲げる会社(以下	保険会社は、次に掲げる会社(以下この条において「子会	第百六条 保険会社は、次に掲げる会社 (以下この条において「子会
社対象会社」という。)	社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。	こしてはならない。	社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。
六 (略)			五の二 (略)
七 信託業法第二条第	信託業法第二条第二項(定義)に規定する信託会社のうち、	る信託会社のうち、信	(新設)

託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項 兼営の認可)に規定する信託業務をいう。次項第八号イにおい (略))を専ら営む会社(以下「信託専門会社」という。)

八 九

(削る)

十 証券業を営む外国の会社 (第八号に掲げる会社に該当するもの を除く。)

> 六 · 七 (略)

八 を除く。) 証券業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するもの

九 券専門関連業務を営むものを除く。) である場合には、 社等及び証券子会社等を除く。 券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社 (銀行子会 当該会社の議決権の数を超えて保有し、 社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する 保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会 のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該 いるものに、 等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等を除 である場合には、当該会社の議決権を当該保険会社の証券子会社 専門関連業務を営む会社(銀行専門関連業務を営むものを除く。) 会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が証券 又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して保有する当該 議決権を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社 営む会社にあっては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社(証 にその業務を営んでいる会社に限るものとし、口に掲げる業務を あっては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のため 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社に)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有して その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務)が合算して保有する当該会社の議 かつ、当該保険会社の証 当該会社の

	口 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの
	有
	を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保
	はその子会社(銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等
	つ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又
	が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、か
	会社(銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。)
	保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子
	て保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該
	行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。) が合算し
	社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀
	のいずれも営むもの「当該会社の議決権について、当該保険会
	イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務
	は、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)
	務を営む会社であって次に掲げる業務の区分に該当する場合に
	のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業
	会社にあっては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務
(新設)	十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む
	するものを除く。)
	いう。以下同じ。) を営む外国の会社 (第八号に掲げる会社に該当
(新設)	十一 信託業 (信託業法第二条第一項 (定義) に規定する信託業を
口金融関連業務	
イ(従属業務)	
<u> వ</u> °)	
決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとす	

除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会
ホ 銀行専門関連業務を営むもの (イ、ロ及び八に掲げるものを
会社の議決権の数を超えて保有しているもの
券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該
社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証
する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会
会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有
保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
二 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
会社の議決権の数を超えて保有しているもの
行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該
社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀
する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会
会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有
保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該
ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
会社の議決権の数を超えて保有しているもの
行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該
社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀
する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会
会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有
保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子
(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該

2 十三・十四 六 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 五 三四四 二 金融関連業務 るところによる。 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め \vdash 又は関連する業務として内閣府令で定めるもの して内閣府令で定めるもの 会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの 従属業務
保険会社又は前項第三号から第十一号までに掲げる 信託専門関連業務 除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会 社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等 を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保 除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会 有しているもの を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保 社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等 有しているもの を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保 有しているもの 社等が合算して、 信託専門関連業務を営むもの(イ、八及び二に掲げるものを 証券専門関連業務を営むもの(イ、 (略) (略) (略) 保険業、銀行業、証券業又は信託業に付随し、 当該保険会社又はその子会社(信託子会社等 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と 口及び二に掲げるものを 2 三四四 五 るところによる。 十・十一 (略) (新設) 二 金融関連業務 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め する業務として内閣府令で定めるもの 社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの 従属業務 保険会社又は前項第三号から第八号までに掲げる会 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 (略) (略) 保険業、銀行業又は証券業に付随し、又は関連

下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」	以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」
の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) を除く。以	社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。) を除く。
営む会社(従属業務を営む会社にあっては、主として当該保険会社	ら営む会社(従属業務を営む会社にあっては、主として当該保険会
付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら	に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専
属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。) 又は保険業に	従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。)又は保険業
で又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従	まで又は第十四号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる
4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号ま	4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号
3 (略)	3 (略)
	営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
	二の他の会社であって、当該保険会社の子会社である信託兼
	持株会社
	八 イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる
	ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社
	おいて「信託兼営銀行」という。)
	営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号に
	イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項 (兼
(新設)	八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
八 (略)	八 (略)
社	社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会	ローイに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会
イ (略)	イ (略)
六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社	七 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
八 (略)	八 (略)
社	社
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会

理大臣の認可を受けなければならない。 け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受という。) を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十

5・6 (略)

を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。会社若しくはその子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務7.第一項第十二号又は第四項の場合において、会社が主として保険

8 (略)

(保険会社等による議決権の取得の制限)

得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権議決権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準号がら第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社を除く。以第百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社 (前条第一項第一

2~8 (略)

を取得し、又は保有してはならない。

(届出事項)

内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出な第百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、

一 (略)

ければならない。

理大臣の認可を受けなければならない。け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受という。) を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十

5・6 (略)

7

営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。社若しくはその子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を第一項第九号又は第四項の場合において、会社が主として保険会

(略)

8

(保険会社等による議決権の取得の制限)

2~8 (略)

(届出事項)

ければならない。
内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出な第百二十七条(保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、

(略)

一 第百六条第一項第九号又は第十号に掲げる会社 (同条第四項の

第百七十三条の九 2 第百七十一条 4 2 2 . 3 第百四十三条 三八 する。 の場合について準用する。 る。この場合において、 事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用す (信託業務を行う会社に関する特則) (信託業務を行う会社に関する特則) 「事業譲渡により事業を譲り受けた保険会社」と読み替えるものと (保険金信託業務を行う保険会社の特例) 信託業法第四十条第二項 る場合を除く。) 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、 信託業法第四十条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、 (略) 定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとす 四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規 らないとされるものを除く。) を子会社としようとするとき (第百 項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければな (略) (略) (略) (略) (略) 同項中「合併後の信託会社」とあるのは、 (異議を述べた受益者)の規定は、 当該 前項 前項 2 2 第百七十三条の九 第百七十一条 4 2 . 第百四十三条 2 三八 る の場合について準用する 事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用す (信託業務を行う会社に関する特則) (信託業務を行う会社に関する特則) (保険金信託業務を行う保険会社の特例) 信託業法第十六条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、 信託業法第十六条ノ二第二 信託業法第十六条第二項(異議を述べた受益者)の規定は、 (略) 合を除く。) よる認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場 規定により子会社とすることについて認可を受けなければならな 二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定に いとされるものを除く。) を子会社としようとするとき (第百四十 (略) (略) (略) (略) (略) |項(異議を述べた受益者)の規定は、 当該 前項

と読み替えるものとする。後の信託会社」とあるのは、「分割により事業を承継した保険会社」の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「合併

(業務等に関する規定の準用)

第百九十九条 取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第 互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同条第八項中「第百三十 項」とあるのは「第百八十五条第二項」と、第九十九条第六項中「相 れ準用する。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二 条から第百二十二条までの規定は外国保険会社等について、それぞ 四項、第百十二条、第百十四条から第百十八条まで並びに第百二十 条、第百十条第一項及び第三項、第百十一条第一項、第三項及び第 国損害保険会社等を含む。) との間で行う共同行為について、第百九 第百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社(外 外国生命保険会社等の支店等における業務について、第百一条から 務について、第九十九条第三項及び第七項から第十項までの規定は 百条並びに第百条の二の規定は外国保険会社等の支店等における業 十八条、第九十九条第一項、 法第二百七十二条の規定により同法第百八十五条第一 より同法第百八十五条第一 三条第一項」とあるのは「第二百五条若しくは第二百六条の規定に 三条若しくは第百三十四条の規定により同法第三条第一項の免許が 三十三条又は第百三十四条の規定により同法第三条第一項」とある 第二百五条又は第二百六条の規定により同法第百八十五条第 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、 項の免許が取り消された場合若しくは同 第二項及び第四項から第六項まで、 一項」と、「第百 第九 第

前項の場合について準用する。

(業務等に関する規定の準用)

第百九十九条第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、 るのは「日本における事業年度ごとに、日本における業務」と、「本 ける業務」と、第百十一条第一項中「事業年度ごとに、 とに、業務」とあるのは「日本における事業年度ごとに、日本にお のは「日本における事業年度」と、第百十条第一項中「事業年度ご 令二定ムルモノノ額ノ合計額」と、第百九条中「事業年度」とある 互会社ニ付テ八基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム) 互会社」 とあるのは「外国相互会社」と、同条第八項中「資本金 (相 項」とあるのは「第百八十五条第二項」と、第九十九条第六項中「相 れ準用する。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第一 条から第百二十二条までの規定は外国保険会社等について、それぞ 四項、第百十二条、第百十四条から第百十八条まで並びに第百二十 条、第百十条第一項及び第三項、第百十一条第一項、第三項及び第 国損害保険会社等を含む。) との間で行う共同行為について、第百九 第百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社(外 外国生命保険会社等の支店等における業務について、第百一条から 務について、第九十九条第三項及び第七項から第九項までの規定は 百条並びに第百条の二の規定は外国保険会社等の支店等における業 十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、 ノ総額)」 とあるのは「 保険業法第百九十条ノ供託金其ノ他ノ内閣府

本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において 本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは、 ける株式等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日 格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本にお いて所有する」と、「 約者」と、 百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契 第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第 かかわらず、 特則)(第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定に における業務」と、第百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日 及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本 所として内閣府令で定める場所」と、同条第四項中「当該保険会社 るのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場 務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあ 本における業務」と、「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事 年度ごとに、業務」とあるのは「日本における事業年度ごとに、 業年度ごとに、日本における業務」と、第百十一条第一項中「事業 条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、 責任準備金」と、 本において所有する」と、「商法第二百八十五条(財産評価に関する る長期の」と、 頂 第百九十九条において準用する第百十一条第一項」と、 項中「事業年度ごとに、業務」とあるのは「日本における事 Ł 第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本にお 同条第九項中「 内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、 同条第三項中「保険契約」 同条第二項中「長期の」とあるのは「日本におけ 価格変動準備金」とあるのは「日本において価 第百十一条第一 とあるのは「日本におけ 項及び第一 |項」とあるの 第百十 第百九 同条 日 日

項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第百十六条 契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本 項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険 払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、 と、「支出として」とあるのは「支出として日本において」と、「支 る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約 七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係 項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、 二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三 「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、 決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、 第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎 準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、 中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動 者」とあるのは「日本における保険契約者」と、 のは「日本において内閣府令」と、第百十四条第一項中「保険契約 とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とある において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、内閣総理大臣. 「商法第二百八十五条(財産評価に関する特則) (第五十九条第一項 二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と: とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第百十 る場所」と、 の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定め る場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等 店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ず 同条第四項中「当該保険会社及びその子会社等の業務 第百十五条第一項 第百十八条第一 同条第一 同条第 第百十

理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読 のは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中 は「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とある 国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるの ける保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外 び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本にお いて締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及 おける保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本にお あるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本に る外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」と あるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当す 命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」と る」とあるのは「日本において設ける」と、第百二十条第一項中「生 と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは 本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」 本における保険契約」と、「支出として」とあるのは「支出として日 本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは、 み替えるものとする。 「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計 る保険契約」と、 「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設け 第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日

(この法律の適用関係等)

おけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合に

会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。 るのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険 等の日本における代表者」と、第百二十二条中「保険計理人」とあ 業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社 における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事 第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本 理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、 約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計 と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契 おける代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」 等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本に 保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社 府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命 において設ける」 ڔ 第百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣

(この法律の適用関係等)

おけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合に

定により同法第二 項」と、「第二百五条又は第二百六条の規定により同法第百八十五 の規定により同法第二百十九条第 た場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第百八十五 百六条の規定により同法第百八十五条第一項の免許が取り消され 第百九十九条において準用する第九十七条第一項中「第百八十五 第百九十七条中「第百九十条」とあるのは「第二百二十三条」と、 社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、 社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会 含む。) の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会 除く。)、第三編並びに第四編の規定 (これらの規定に係る罰則を 第二編第十章 (第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六 百十二条並びに第百十四条から第百二十二条まで、 七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで、第 百九十七条、第百九十九条において準用する第九十七条、第九十 条第一項」とあるのは「第二百三十一条又は第二百三十二条の規 若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二 条第一項」とあるのは「第二百三十一条若しくは第二百三十二条 において準用する第九十九条第八項中「第二百五条若しくは第二 条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」と、第百九十九条 十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を 第百八十五条第六項、 一百十九条第一項」とする 第百八十六条第三項、 一項の免許が取り消された場合 第百九十一条、 第二百十条、 第

> 第百九十九条において準用する第九十七条第一項中「第百八十五 第百九十七条中「第百九十条」とあるのは「第二百二十三条」と、 条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」とする。 社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、 社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会 含む。) の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会 除く。)、第三編並びに第四編の規定 (これらの規定に係る罰則を 十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を 第二編第十章 (第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六 百十二条並びに第百十四条から第百二十二条まで、 七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第百条の二まで、 百九十七条、第百九十九条において準用する第九十七条、第九十 第百八十五条第六項、第百八十六条第三項、 第百九十一 第二百十条、 条、

(略) (略)

2

2

(略) 六

(略)

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会 並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと らの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内 社及び次条第一項第三号から第十四号までに掲げる会社並びにこれ

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会 認を受けなければならない。 社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承

|〜五 (略)

(略)

信託専門会社

八~十 (略)

信託業を営む外国の会社(前三号に掲げる会社に該当するも

のを除く。

十二~十四 (略)

2 { 4 (略)

はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社又

6 (略)

基準は、内閣総理大臣が定める。

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会 並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと らの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内 社及び次条第一項第三号から第十一号までに掲げる会社並びにこれ

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会 社を子会社としようとするときは、あらかじめ、

内閣総理大臣の承

_ 分 五 (略) 認を受けなければならない。

五の二 (略)

(新設)

六 ~ 八 (略)

(新設)

2 4 (略)

九~十一

(略)

5 準は、内閣総理大臣が定める。 その子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基 第一項第九号の場合において、会社が主として保険持株会社又は

6 (略)

179

9 } 1 2 8 2 { 7 第三百十六条の二 第二百九十一条 兀 \equiv 懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 を内閣総理大臣に届け出なければならない。 |三百十九条第七号において同じ。) を行い、かつ、遅滞なく、その旨 週間以内にその不足額につき供託 (第三項の契約の締結を含む。第 める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二 の額 (契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定 (保証金) た者 む。)において準用する信託業法第四十二条第 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金 しくは資料の提出をした者 の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若 又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした 第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含 第九十九条第八項 (第百九十九条において準用する場合を含 第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含 第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含)において準用する信託業法第二十四条第一項第)において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反し (略) (略) (略) 次の各号のいずれかに該当する者は、 一項若しくは第二項 一年以下の 9 } 1 2 (新設) 8 第二百九十一条 2 5 7 の額 (契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定 を内閣総理大臣に届け出なければならない。 |三百十九条第三号において同じ。) を行い、かつ、遅滞なく、その旨 週間以内にその不足額につき供託 (第三項の契約の締結を含む。第 める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から一 (保証金) 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金 (略) (略) (略)

	む。)において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書
(新設)	四 第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含
	告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者
	む。)において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報
(新設)	三 第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含
	面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者
	む。)において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書
(新設)	
	て、供託を行わなかった者
	む。) において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反し
(新設)	
又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役	第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役
─────────────────────────────────────	
	て、保険金信託業務を開始した者
	む。)において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反し
(新設)	第九十九条第八項(第百九十九条において準用する場合を含
懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の	第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の
	は忌避した者
	の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しく
	の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽
	む。)において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項
-	

面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

五~七 (略)

当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科すくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違いでめのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若し第三百二十一条 法人 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人

一 (略)

七号若しくは第八号 二億円以下の罰金刑 二の第三日まで、第二の第三百十六条の二又は第三百十七条第一号から第三号まで、第

三 (略)

2 (略)

例法第二十一条の十四第七項第一号 (第五十二条の三第二項において、清算人、第百四十四条において、第三百九十一条において、の監督員、同法第三百九十八条第一項 (第百五十一条において、別の監督員、同法第三百九十八条第一項 (第百五十一条において、別の監督員、同法第三百九十八条第一項 (第百五十一条において、第百四十四条第一項 (第百五十一条において、準用する場合をを表し、)の監督員、同法第三百九十八条第一項 (第百五十一条において、準用する場合を表員、第二十七条第一項 (第百五十一条において、第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行 祭三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行 の

一~三 (略)

当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科すくは管理人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違いの定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若し第三百二十一条 法人 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人

(略)

円以下の罰金刑二の第三日まで、第七号又は第八号にの第三百十七条第一号から第三号まで、第七号又は第八号

三 (略)

2

(略)

例法第二十一条の十四第七項第一号 (第五十二条の三第二項におい役、清算人、第百八十四条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第三百九十七条第一項 (第百五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第三百十四条第一項(第百五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第三五十一条において準用する場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第三五十一条においる場合を含む。)の監督員、同法第三百九十八条第一項(第三五十一条においる場合を含む。)の監督員、第三百五十一条の十四第七項第一号 (第五十二条の三第二項においる場合、第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行

二億

当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(削る)

補足の契約を行ったとき。 第五条ノ四の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又はむ。)において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律三 第九十九条第八項 (第百九十九条において準用する場合を含三

(削る)

四~六 (略)

て準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノ二の職の代行者、同法第四百三十条第一項(第百八十三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する局法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百三十条第二項(第五十一条の十四第七年)(第五十一条の三第二項において準用する場合を含む。)がびに商法特例法第二十一条の十四第七年)が、第二百十一条において準用する場合を含む。)がびに商法特例法第二十一条の十四第七年)が、第二百十一条において準用する場合を含む。)がびに商法特例法第二十一条の十四第七年)が、第二百十一条において準用する第百四十四条第一項において準用する場合を含む。)において準用する局法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノニの職会には、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

む。) において準用する信託業法第七条の規定に違反したとき。三 第九十九条第八項 (第百九十九条において準用する場合を含

を固有財産としたとき。む。)において準用する信託業法第十条の規定に違反して信託財産五 第九十九条第八項 (第百九十九条において準用する場合を含

六~八 (略)

に違反して、	む。)において	二第九十九条第八項	第七条第二	過料に処する。	第三百三十五条
に違反して、供託を行わなかった者)において準用する信託業法第十一		第七条第二項の規定に違反した者		次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の
者	十一条第四項の規定による命令	(第百九十九条において準用する場合を含	者		に該当する者は、
	%定による命令	する場合を含			百万円以下の
				過料に処する。	第三百三十五条
				'	第七条第二項の規定に違反した者は、
					百万円以下の

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号) (附則第八十一条関

係)

(責重者) 早義) 改正案	、 責重者 D 星義
(債権者の異議)	(債権者の異議)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又	5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又
は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を	は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を
提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託	提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託
会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなけれ	業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければな
ばならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがな	らない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないと
いときは、この限りでない。	きは、この限りでない。

日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) (附則第八十二条関係)

2 (略)	た金融機関をいう。)への金銭信託	る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す	一•二 (略)	裕金を運用してはならない。	第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余	(余裕金の運用)	改正案
2 (略)			三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託	一•二 (略)	裕金を運用してはならない。	第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余	(余裕金の運用)	現

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) (附則第八十三条関係)

6 (略) 6 (略)	その債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。 債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもしてなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその	的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を 的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託	は相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目(は相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目)	5 債権者が異議を述べたときは、計画整備組合は、弁済し、若しく 5 債権者が異議を述べたときは、計画整備組合は、弁済し、若しく	2~4 (略) 2~4 (略)	第八十二条 (略) 第八十二条 (略)	(出資一口の金額の減少) (出資一口の金額の減少)	改正案現
	この限りで	一口の金額の	を営む銀行に	者に弁済を受	画整備組合は、				行

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) (附則第八十四条関係)

た金融機関をいう。) への金銭信託る法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受け	三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す 一・二 (略)	係る業務上の余裕金を運用してはならない。第百七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に(余裕金の運用)	改正案
	三 信託会社 (信託業務を営む銀行を含む。) への金銭信託一・二 (略)	「係る業務上の余裕金を運用してはならない。」(第百七十条「支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に(余裕金の運用)	現

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) (附則第八十五条関係)

改正案	現行
第三十六条 (略)	第三十六条 (略)
2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁	2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁
済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさ	済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさ
せることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に	せることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当
相当の財産を信託しなければならない。 ただし、合併をしてもその	の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権
債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	者を害するおそれがないときは、この限りでない。

資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) (附則第八十六条関係)

、	現行
哈)	第三十一条の二(略)
2 (略)	2 (略)
(削る)	規定にかかわらず、特定持分信託の引受けをすることができる。 3 信託会社等は、信託業法 (大正十一年法律第六十五号) 第四条の
3 (略)	4 (略)
(取締役の欠格事由)	(取締役の欠格事由)
第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。	第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。
	(略)
四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法(昭和十	四(この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法(昭和十一
三年法律第七十四号)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和	三年法律第七十四号)、 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和
二十六年法律第百九十八号)、宅地建物取引業法(昭和二十七年法	二十六年法律第百九十八号)、宅地建物取引業法(昭和二十七年法
律第百七十六号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関	律第百七十六号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関
する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)、割賦販売法(昭和三十	する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)、割賦販売法(昭和三十
六年法律第百五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六	六年法律第百五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六
年法律第五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律	年法律第五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律
第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六	第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六
十一年法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和	十一年法律第六十二号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和
六十二年法律第百十四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法	六十二年法律第百十四号)、商品投資に係る事業の規制に関する法
律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法	律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関

又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過し 国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、 十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外 る法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四 六十号) の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関す 百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第 条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二 し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、 る法律(平成十一年法律第三十二号)、信託業法 (平成十六年法律 律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関す 号) 若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反 第二百六

五・六 託者 (当該受託者が法人であるときは、その役員)) 資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受 託者である法人の役員(第百四十四条第三項の規定に基づき特定 の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受 資産流動化計画に定められた特定資産 (信託の受益権を除く。) (略)

(略)

(会計監査人の資格等)

第八十七条 (略)

次に掲げる者は、 会計監査人となることができない

(略)

資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産

関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員によ くなった日から三年を経過しない者 れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな 罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せら 四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、 第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、 十五号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、 当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四 する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成 る不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 に関する法律(平成十一年法律第三十二号)若しくはこれらに相 六年法律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等 暴力行為等処罰に

五・六 (略)

七 託者 (当該受託者が法人であるときは、その役員)) 資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受 託者である法人の役員(第百四十四条第四項の規定に基づき特定 の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受 資産流動化計画に定められた特定資産 (信託の受益権を除く。

八·九 (略)

(会計監査人の資格等)

第八十七条 (略)

2 次に掲げる者は、 会計監査人となることができない

(略)

資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産

その配偶者 (第百四十四条第三項の規定に基づき同項託者である信託会社等 (第百四十四条第三項の規定に基づき同項である信託会社等 (第百四十四条第三項の規定に基づき同項話者である信託会社等 (第百四十四条第三項の規定に基づき同項系法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は本の配偶者) 若しくは当該特定資産が信託の受益権である方法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は本の配偶者 (第百四十四条第三項の規定に基づき同項を決定して、表別の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は本書の財産に係る管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受い

三・四 (略)

3

(略)

(業務の委託)

第百四十四条 (略)

2 (略)

(削る)

3 ・ 4 (略)

(債権の取立委託の制限)

「譲受債権」という。) について、その取立ての委託又はその取立て名債権であって金銭の支払を目的とするもの (以下この条において定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指第百四十六条 特定目的会社は、第百四十四条第三項及び第四項の規

その配偶者 (第百四十四条第四項の規定に基づき同項において「特定資産譲渡人等」という。) 若しくは特定資産譲渡人等」という。) 若しくは特定資産譲渡人等」という。) 若しくは特定資産譲渡場合における当該信託の受託者 (以下この号及び第九十一条第三場合における当該信託の受託者 (以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。) 若しくは特定資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは当該特定資産が信託の受益権である音法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又は

三・四 (略)

3 (略)

(業務の委託)

第百四十四条 (略)

2 (略)

定による特定資産の管理及び処分のための信託の受託者として、特3 信託会社等は、信託業法第四条の規定にかかわらず、第一項の規

定資産の信託の引受けを行うことができる。

4 5 (略)

(債権の取立委託の制限)

「譲受債権」という。)について、その取立ての委託又はその取立て名債権であって金銭の支払を目的とするもの(以下この条において定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指層百四十六条(特定目的会社は、第百四十四条第四項及び第五項の規

該再委託をすることに当該同意をしてはならない。 歌できるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当 罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ること 定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規 規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規 の再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、

(不動産取引の委託の制限)

ずれにも該当しない者に委託しなければならない。 に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のい賃貸に係る業務については、第百四十四条第三項及び第四項の規定動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は第百四十七条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不

(特定目的信託財産)

第百六十三条 (略)

(削る)

(受益証券)

第百七十三条 (略)

2~4 (略)

5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載

該再委託をすることに当該同意をしてはならない。 ができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ること定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規の再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、の再委託に対する同項第五号の同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

ずれにも該当しない者に委託しなければならない。 に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のい賃貸に係る業務については、第百四十四条第四項及び第五項の規定動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は第百四十七条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不

(特定目的信託財産)

第百六十三条 (略)

は、適用しない。 等が原委託者から特定目的信託の信託財産を取得する場合について 信託業法第四条の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社

(受益証券)

第百七十三条 (略)

2~4 (略)

5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載

	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
し、受討信討会を等を代表する役員がこれに署名したければならな	し、受討信討会を等の代表取総役又は代表教行役がこれに署名したに
ιĵ	ればならない。
6 (略)	6 (略)
(計算書類等の作成)	(計算書類等の作成)
第二百三条 (略)	第二百三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 信託業法第二十七条の規定は、特定目的信託に係る信託財産につ	(新設)
いては、適用しない。	
(受託信託会社等の辞任及び解任)	(受託信託会社等の辞任及び解任)
第二百十三条 (略)	第二百十三条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 受託信託会社等が信託業法第七条第三項 (同法第五十四条第二項	(新設)
において準用する場合を含む。) の登録の更新をしなかった場合、同	
法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許を取り消された	
場合、同法第四十五条第一項の規定により同法第七条第一項の登録	
を取り消された場合、同法第五十九条第一項の規定により同法第五	
十三条第一項の免許を取り消された場合、同法第六十条第一項の規	
定により同法第五十四条第一項の登録を取り消された場合又は金融	
機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法	
第一条第一項の認可を取り消された場合における前項の規定の適用	
については、同項中「権利者集会の決議」とあるのは、「権利者集会	
の決議又は内閣総理大臣」とする。	

4 いて準用する。 信託業法第四十九条 (第一項を除く。) の規定は、 前項の場合につ

5 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、

り適用する場合を含む。) の場合について、それぞれ準用する。この 商法第八十八条 (管轄裁判所)の規定は第二項(第三項の規定によ

場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(業務の委託

第二百二十三条 (略)

2 (略)

3 で定める。 ついて準用する。 第百四十四条第四項及び第百四十六条の規定は、 この場合において、必要な技術的読替えは、 第一項の委託に 政令

(不動産登記法等に係る特例等)

第二百二十七条 (略)

2

により異議を述べたとき」とする。 議を述べた受益者があるとき」とあるのは、「権利者集会がその決議 て準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項中 異 特定目的信託に係る信託業法第四十条第二項(同条第三項におい

受益者があるとき」とあるのは、「権利者集会がその決議により異議 の規定において準用する信託業法第四十条第二項中「異議を述べた 七条第二項及び第七条ノ二第二項の規定の適用については、これら 特定目的信託に係る金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第

3

を述べたとき」とする。

3

(新設)

3

定める。 ぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で 商法第八十八条 (管轄裁判所)の規定は前項の場合について、それ 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、

(業務の委託)

第二百二十三条 (略)

(略)

3 2

で定める。 ついて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、 第百四十四条第五項及び第百四十六条の規定は、 第一項の委託に 政令

(不動産登記法等に係る特例等)

第二百二十七条 (略)

2 ベタルトキ」とする。 益者アルトキ」とあるのは、「権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述 特定目的信託に係る信託業法第十六条第二項及び第十六条ノ二第

六条ノ二第二項中「異議ヲ述ベタル受益者アルトキ」とあるのは の規定においてそれぞれ準用する信託業法第十六条第二項及び第十 七条第二項及び第七条ノ二第二項の規定の適用については、 特定目的信託に係る金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述ベタルトキ」とする。

4

(略)

(附則第八十八条関係)

改正案	現
(定義)	(定義)
第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものを	第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものを
いつ。	いう。
->三 (略)	->三 (略)
四 機械類その他の物品を使用させる契約であってその使用さ	四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (平成四年法律第七
せる期間(以下この号において「使用期間」という。)が一年を超	十七号)第二条第一項に規定する特定債権(以下「特定債権」と
えるものであり、かつ、使用期間の開始の日(以下この号において	<u>いつ。)</u>
「使用開始日」という。) 以後又は使用開始日から一定期間を経過	
した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすること	
ができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させる	
ことの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権	
五 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務	五 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務
の提供の事業を営む者(以下この号及び次号において「販売業者」	の提供の事業を営む者 (以下「販売業者等」という。) から商品を
等」という。) から商品を購入し、又は役務の提供を受けることが	購入し又は役務の提供を受けることができる証票その他の物(以
できる証票その他の物(以下この号及び次号において「証票等」	下この号及び次号において「証票等」という。) をこれにより商品
という。) をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けよう	を購入し、又は役務の提供を受けようとする者 (以下この号にお
とする者(以下この号において「利用者」という。)に交付し、当	いて「利用者」という。) に交付し、当該利用者がその証票等と引
該利用者がその証票等と引換えに、又はそれを提示して販売業者	換えに、又はそれを提示して販売業者等から商品を購入し又は役
等から商品を購入し、又は役務の提供を受ける場合において、そ	務の提供を受ける場合において、その代金又は役務の対価に相当
の代金又は役務の対価に相当する金額を当該販売業者等に交付	する金額を当該販売業者等に交付し、当該利用者から当該金額を
し、当該利用者から当該金額又はあらかじめ定められた時期ごと	受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる

ることを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債 にその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎と してあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領す

六

六 証票等を利用することなく、販売業者等が行う購入者又は役務 の商品の販売又は役務の提供を条件として、その代金又は役務の の提供を受ける者 (以下この号において「購入者等」という。) へ 当該購入者等から当該金額を受領することを約する契約に基づい 対価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者等に交付し、 当該購入者等に対し生ずる金銭債権

供する場合において、その代金若しくは役務の対価又はあらかじ 金銭債権 受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる 基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を め定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を 又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売し、又は役務を提 て「利用者」という。) に交付し、その証票その他の物と引換えに、 購入し、又は役務の提供を受けようとする者(以下この号におい の提供を受けることができる証票その他の物をこれにより商品を それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入し、又は役務

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入すること 械類販売契約」という。) 又は購入者から代金を二月以上の期間に とを条件として機械類を販売する契約(以下この号において「機 ができる証票その他の物を利用することなく、 六月以上の期間にわたり、 かつ、三回以上に分割して受領するこ 購入者から代金を

金銭債権 (特定債権を除く。

ら当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者 は役務の提供を条件として、その代金又は役務の対価の全部又は の提供を受ける者 (以下「購入者等」という。) への商品の販売又 等に対し生ずる金銭債権(特定債権を除く。 部に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該購入者等か 証票等を利用することなく、販売業者等が行う購入者又は役務

七 債権を除く。 供する場合において、その代金又は役務の対価を受領することを 約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権(特定 又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売し、又は役務を提 て「利用者」という。) に交付し、その証票その他の物と引換えに、 購入し、又は役務の提供を受けようとする者(以下この号におい の提供を受けることができる証票その他の物をこれにより商品を それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入し、又は役務

(新設)

2・3 (略)	2・3 (略)
八~二十二 (略)	八~二十二 (略)
	て、当該購入者に対し生ずる金銭債権
	する指定商品を販売する契約 (機械類販売契約を除く。)に基づい
	賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第四項に規定
	わたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割

イへ (略)	⟨°)	株式会社又は有限会社(第一号から第三号までに掲げる者を除 株式	ぞれ当該イからへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする	し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それ し、	二に掲げるものを除く。)により得られる金銭をもって資産を取得 ニに	株式会社にあってはホに掲げるもの、有限会社にあってはイ及び(株式	連の行為として、次のイからへまでに掲げる資金調達の方法 七	四·五 (略) 五·六	げる	十七	(削る) ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―	〜三 (略)	る時に次に掲げる者であるものをいう。	であって、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結す (であっ	し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約 し、当	借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与 借を成	事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸 事者間	融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当 融資の	第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び 第二条	(定義) (定義)	改 正 案
へ (略)		株式会社又は有限会社(第一号から第四号までに掲げる者を除	ぞれ当該イからへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする	し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それ	二に掲げるものを除く。)により得られる金銭をもって資産を取得	、株式会社にあってはホに掲げるもの、有限会社にあってはイ及び	一連の行為として、次のイからへまでに掲げる資金調達の方法	五· 八 (略)	げる者を除く。)	十七号) 第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者(前三号に掲	特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七	〜三 (略)	る時に次に掲げる者であるものをいう。	であって、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結す	し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約	借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与	事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸	融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当	この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び		現

国際協力銀行法 (平成十一年法律第三十五号) (附則第九十一条関係)

(借入金及び国際協力銀行債券) (借入金及び国際協力銀行債券)
第四十五条 (略)
2~10 (略) 2~10 (略)
11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を 11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を
銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。
12 商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第三百九条、第三百十条及 12 商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第三百九条、第三百十条及
び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信 び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信
託業者又は証券業者について準用する。 託会社又は証券業者について準用する。
13 (略) 13 (略)

独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) (附則第九十二条関係)

た金融機関をいう。)への金銭信託る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す)・二(略)	上の余裕金を運用してはならない。第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務(余裕金の運用)	改正案
	三(信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託一・二(略)	上の余裕金を運用してはならない。第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務(余裕金の運用)	現行

産業活力再生特別措置法 (平成十一年法律第百三十一号) (附則第九十三条関係)

改正案	現行
(営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)	(営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 · 3 (略)	2・3 (略)
4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は	4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は
弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受	弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受し
けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機	けさせることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければ
関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全	ならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特
部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないと	定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
きは、この限りでない。	

年金資金運用基金法 (平成十二年法律第十九号) (附則第九十四条関係)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律 (平成十二年法律第二十号) (附則第九十五条関係)

た金融機関をいう。) への金銭信託る法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受け	三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す 一・二 (略)	上の余裕金を運用してはならない。 第二十二条 基金は、次の方法によるほか、承継一般勘定に係る業務(余裕金の運用)	改正案
	三 信託会社(信託業務を営む銀行を含む。)への金銭信託ー・二 (略)	上の余裕金を運用してはならない。第二十二条 基金は、次の方法によるほか、承継一般勘定に係る業務(余裕金の運用)	現

であ行為(代理又は媒介に該当するものな除く。) に該当するものを除く。)の委託者との統結の「に該当するものを除く。)の委託者との締結を有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ、及び八から水までにおいて同じ。)であるものを除く。)の委託者との締結とみなされる権利をいう。第六号イ、及び八から水までにおいて同じ。)であるものを除く。)の委託者との締結との締結とみなされる権利をいう。第六号イ、人ののの政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定されていないことその他の政令で定定によい方。(代理又は媒介に該当するものを除く。)の委託者との締結という。)に該当するものを除く。)の委託者との締結という。)に該当するものを除く。)の委託者との締結という。)に該当するものを除く。)の委託者との締結という。第六号イを対して、有価証券とみなされる権利をいう。第六号イを対して、有価証券に表示される権利をいう。第六号イを対して、有価証券とみなされる権利をいう。第六号イを対して、第十号において、有価証券とみなされる権利をいう。第六号イを対して、第十号において、有価証券とみなされる権利をいう。第十号において、首に裁判するものを除る。)であるものを除く。)であるものを除く。)であるものを除く。)であるものを除く。)であるものを除く。)であるものを除く。)であるものを除く。)の委託者とのを除く。)の委託者とのを解判を対して、第十号において、「相談学の関係を表現して、「は、「は、、」を表現して、「は、、「は、、」を表現して、「は、、」を表現して、「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	六 次に掲げるものを取得させる行為 (代理又は媒介に該当するもらいつ。)及び同条第二十四項に規定する有価証券先物取引 (第九号において「有価証券先物取引」という。)に該当するものを除く。)という。)及び同条第二十四項に規定する有価証券先物取引」という。)を取得条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)を取得条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)を取得の、略)
五四二三三三	号において「有価証券先渡取引」という。)に該規定する有価証券先物取引(第九号において規定する有価証券先物取引(第九号において条第二項の規定により有価証券とみなされる条第二項の規定により有価証券とみなされる
一・二 (略) 三 信託財産の運三 信託財産の運三 信託財産の規定に第二項の規定に第二項の規定に第二項の規定に条第二項の規定に条第二項の規定に条第二項の規定に条第二項の規定に表第二項の規定に	という。) 及び同条第二十四項に規定する有価規定する有価証券先物取引 (第九号において
一・二 (略) 三 信託財産の運	規定する有価証券先物取引(第九号においてさせる行為(代理又は媒介に該当するもの並系第二項の規定により有価証券とみなされる五 有価証券(証券取引法第二条第一項に規定四 (略)
一・二 (略) 三 信託財産の運 三 信託財産の運	させる行為(代理又は媒介に該当するもの並条第二項の規定により有価証券とみなされる五 有価証券(証券取引法第二条第一項に規定四 (略)
一・二 (略) 三 信託財産の運	条第二項の規定により有価証券とみなされる五 有価証券(証券取引法第二条第一項に規定四 (略)
一・二 (略) 三 信託財産の運	
一・二 (略) 三 信託財産の運 との締結 との締結 との締結	
一・二 (略) 三 信託財産の運	
及び八からホま のる要件に該当 のる要件に該当 のる要件に該当 のの規定に	
 = -	八及び二において同じ。) であるものを除く。) の委託者との締結
 = -	第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ、
係る受益権が特別 (略)	号)第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条
める要件に該当。 一・二 (略)	係る受益権が特定権利 (証券取引法 (昭和二十三年法律第二十五
三 信託財産の運	める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約 (当該信託契約に
	三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定
をいう。	をいう。
融商品の販売」とは、次に掲げる行為 第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為	第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為
(定義)	(定義)
正案現行	

イ 信託の受益権 (特定権利であるもの及び八に掲げるものに該	イ 信託の受益権 (特定権利であるもの並びに八及び二に掲げる
当するものを除く。)	ものに該当するものを除く。)
口•八 (略)	口·八 (略)
(削る)	二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (平成四年法律第
	七十七号)第二条第六項に規定する小口債権(特定権利である
	ものを除く。)
二 (略)	小 (略)
七 (略)	七 (略)
(削る)	八(特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項第二号)
	に規定する特定債権等組合契約の締結
ハ <u>→</u> 十二 (略)	九~十三 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号) (附則第九十七条関係)

2 (略) た金融機関をいう。)への金銭信託	る法律 (昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項の認可を受け三 信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務の兼営等に関す	ー・二 (略) 用してはならない。	第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運(最終処分積立金の運用)	改正案
2 (略)	三信託	一・二 (略) 用してはならない。	を運 第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運 (最終処分積立金の運用)	現行

著作権等管理事業法 (平成十二年法律第百三十一号) (附則第九十八条関係)

	第四条の規定に	2 信託会社又は	引受けを業として行う者については、適用しない。	第二条第一項第一号に掲げる契約に基づき著作権等のみの信託の 祭の規定は、第二条第一	第二十六条 信託業法(平成十六年法律第 号)第三条の規定は、 第二十六条 信託	(信託業法の適用除外)	改正案
つき著作権等の信託の引受けをすることができる。	第四条の規定にかかわらず、第二条第一項第一号に掲げる契約に基	信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関は、信託業法	みの信託の引受けを業として行う者については、適用しない。	二条第一項第一号に掲げる契約に基づき著作権等の	第二十六条 信託業法 (大正十一年法律第六十五号)第一条及び第二	用除外等)	現行

マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号) (附則第九十九条関係)

2 (略)	省令で定めるものを交付しなければならない。	に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通	管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等	交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う	がないものに限る。以下同じ。) を分譲した場合においては、国土	分がある建物(新たに建設された建物で人の居住の用に供したこと	む。以下同じ。) は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部	取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。) を含	者(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物	同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる	第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、	第百三条 宅地建物取引業者 (宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律	(設計図書の交付等)	改正案
2 (略)		通	等 交通省令で定めるものを交付しなければならない。	·う 者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土	[土 行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理	と 国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を	部 たことがないものに限る。以下同じ。) を分譲した場合においては、	含 独立部分がある建物(新たに建設された建物で人の居住の用に供し	[物 者を含む。以下同じ。) は、自ら売主として人の居住の用に供する	·る 同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる	、 第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、	[律 第百三条 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律)	(設計図書の交付等)	現行

中間法人法(平成十三年法律第四十九号) (附則第百条関係)

に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に2・3 (略) (任意清算) (任意清算) 改正案	に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に2・3 (略) 第百二十一条 (略) (任意清算) 現 行
に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に	に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債
弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営	弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営
む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一	む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前
項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないとき	段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、
は、この限りでない。	この限りでない。
5 (略)	5 (略)

改正案	現
(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)	(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)
第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定	第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定
めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のい	めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のい
ずれかに掲げる契約を締結しなければならない。	ずれかに掲げる契約を締結しなければならない。
信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は	信託会社 (信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)を相
第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。) 又は	手方とする信託の契約
信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約	
二•三 (略)	二•三 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(基金の積立金の運用に関する契約)	(基金の積立金の運用に関する契約)
第六十六条 (略)	第六十六条 (略)
2 基金は、前項の規定により投資 任契約を締結する場合において	2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合において
は、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定める	は、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定める
ところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を	ところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結し
特定する信託の契約を締結しなければならない。	なければならない。
3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組	3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者
合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二	は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を
項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。	拒絶してはならない。
4・5 (略)	4・5 (略)

(業務の委託)

人に委託することができる。
務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、信託業

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及

(業務の委託)

び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保第九十三条(事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及

険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) (附則第百二条関係)

百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、	第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、
は記録をするために第七十条第一項(第百十三条、第百十五条、第一	は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項 (第百十三条、
第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又	合を含む。)又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又
第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は	第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場
百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、	百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、
所の口座の第六十九条第二項第一号(第百十三条、第百十五条、第一	口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号 (第百十三条、第
供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託	り、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替
託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に	という。)の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところによ
るもの(以下この条及び次条において「振替社債等」という。) の供	るもの(以下この条、次条及び第百三十条において「振替社債等」
の権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされ	の権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされ
選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定により、社債等のうちそ	選挙法(昭和二十五年法律第百号)の規定により、社債等のうちそ
第百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職	第百二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職
(振替社債等の供託)	(振替社債等の供託)
	同じ。) を受託者とするものでなければ締結してはならない。
	条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。) をいう。以下
とするものでなければ締結してはならない。	信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一
項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という。)を受託者	許を受けたものに限る。) 又は信託業務を営む金融機関(金融機関の
務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一	法 (平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免
第五十二条が加入者保護信託契約は、信託会社又は金融機関の信託業	第五十二条 加入者保護信託契約は、信託会社等 (信託会社 (信託業
(受託者)	(受託者)
現	改正案

託業者(同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下こ投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の特例第三十三条 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する	託業者(同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下こ投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の特例第三十三条 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する
附則	附則
	業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託
	のである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義質:排権権限等又は当該計権権限等の「位権限により展記されたも
	見ら長替幾則等では自ダ長替幾則等のこととという見ない。このもしくは第百十条第三項の義務をいう。以下この条において同じ。)を
	を含む。) 又は第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若官二十三条。 第百二十五条がて第百二十十条におして著月でを地名
	託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十条第
	として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信
(新設)	第百二十九条の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産
	(信託財産である振替社債等の損失の補てん)
2~5 (略)	2~5 (略)
	l)
第九十五条第一項の振替の申請をしなければならない。	合を含む。)又は第九十五条第一項の振替の申請をしなければならな
第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)又は	第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場

定の適用についても、 又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係 等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載 該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社 投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当 をしている受益者を除く。)」とする。 委託者非指図型投資信託 (同 号) 附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。) につい 信託受益権 (社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五 いては、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあ 資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる 款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投 の条において同じ。)が、 法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)の特例 ついて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意 て、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することに るのは、「 当該投資信託約款に係る知られたる受益者(その特例投資 旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用につ る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条の規 同様とする。 当該特例投資信託受益権に係る投資信託約

用についても、 又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係 等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載 該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社 投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当 法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)の特例 をしている受益者を除く。)」とする。 委託者非指図型投資信託 (同 ついて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意 て、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することに 号) 附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。) につい 信託受益権 (社債等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五 るのは、「 当該投資信託約款に係る知られたる受益者(その特例投資 いては、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあ 旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用につ 資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる 款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投 の条において同じ。)が、 る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適 同様とする。 当該特例投資信託受益権に係る投資信託

216

改正案	現
(資産管理契約の締結)	(資産管理契約の締結)
第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積	第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積
立金(以下「積立金」という。)について、次の各号のいずれかに掲	立金 (以下「積立金」という。) について、次の各号のいずれかに掲
げる契約を締結しなければならない。	げる契約を締結しなければならない。
一信託会社(信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は	信託会社 (信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)、厚生
第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。)、信託	年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定す
業務を営む金融機関、厚生年金基金又は企業年金基金を相手方と	る信託の契約
する運用の方法を特定する信託の契約	
2~5 (略)	2~5 (略)
(運用の方法の選定及び提示)	(運用の方法の選定及び提示)
第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出	第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出
年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業	年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業
型運用関連運営管理機関等」という。) は、政令で定めるところによ	型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところによ
り、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規	り、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規
約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加	約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加
入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示す	入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示す
る運用の方法(第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運	る運用の方法 (第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運
用方法」という。) のうちいずれかー以上のものは、元本が確保され	用方法」という。) のうちいずれか一以上のものは、元本が確保され
る運用の方法として政令で定めるものでなければならない。	る運用の方法として政令で定めるものでなければならない。

2 (略)	三个六(略)	信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託	一 (略)
2 (略)	三个六(略)	二 信託会社への信託	

改正案	現
第五十三条 (略)	第五十三条 (略)
- 車は、弁斉し、告しくは钼当の担呆を是共し、又はその責権者に弁2 - 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金	重は、弁斉し、告しくは目当の担呆を是共し、又はその責権者に弁2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金
済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む「『ほ』弁済し』者しくは林当の批伐を提供し、又はその『権者は弁	済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託」 は、 弁済し、 老しくは林当の担保を提供し、 又はその債権者は弁
金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一	会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の
口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、	金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この
この限りでない。	限りでない。
3 (略)	3 (略)
(業務の範囲)	(業務の範囲)
第五十四条 (略)	第五十四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、	3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、
次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けな	次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けな
ければならない。	ければならない。
->四 (略)	
五 証券業者 (証券仲介業者 (証券取引法 (昭和二十三年法律第二	五 証券業者 (証券仲介業者 (証券取引法 (昭和二十三年法律第二
十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。 第七十	十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十
二条第一項第三号において同じ。) を除く。)	二条第一項第二号の二において同じ。)を除く。)
4~12 (略)	4~ 12 (略)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社 (以下「子会社対象会 五・六 七 二 (略) Д \equiv 社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。 (削る) (農林中央金庫の子会社の範囲等) じ。)を営むもの るものを除く。 において同じ。) を営む外国の会社 (第五号に掲げる会社に該当す て「信託専門会社」という。 る信託会社のうち、 法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同 る銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第二条第一項に規定す (略) 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。 信託業法(平成十六年法律第 (略) 信託業務を専ら営むもの(次項第六号におい 号) 第二条第二項に規定す 次項 | 第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社 (以下「子会社対象会 三四四 社」という。) 以外の会社を子会社としてはならない。 (新設) 五 (新設) 二の二 (略) 二 (略) (農林中央金庫の子会社の範囲等) は農林中央金庫の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決 あっては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のため 同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの る銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により 合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。) 権の数が農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が にあってはその会社が証券専門関連業務を営む会社である場合に にその業務を営んでいるものに限り、口に掲げる業務を営む会社 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定す 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社に 金融関連業務 従属業務 (略)

十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社 (私的独占の	九 (略)	もの	合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有している	して、農林中央金庫又はその子会社 (信託子会社等を除く。)が	該会社の議決権について、農林中央金庫の信託子会社等が合算	ハ 信託専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)	もの	合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有している	して、農林中央金庫又はその子会社 (証券子会社等を除く。) が	該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算	ロ 証券専門関連業務を営むもの(イに掲げるものを除く。)	て保有しているもの	社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超え	て、農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等及び信託子会	を超えて保有し、かつ、農林中央金庫の信託子会社等が合算し	託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数	合算して、農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等及び信	当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が	イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの	当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)	を営む会社であって次に掲げる業務の区分に該当する場合には、	ためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務	社にあっては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務の	ハ
の	八 (略)		<u> </u>	אי <u>ת</u>	昇	当		<u> </u>	<u> </u>	昇	当		<u> </u>		Ц		15	<u> </u>	<u> </u>			'	<u> </u>	会 (新設) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	行」という。)
	イ 前項第一号に掲げる銀行 (以下この号において「信託兼営銀
	六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社
	もの
	門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定める
	八(その他の会社であって、農林中央金庫の子会社である証券専
に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの	ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社
四(金融関連業務)第五十四条第一項各号に掲げる業務又は証券業	社
る会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの	イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会
三 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第四号までに掲げ	五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社
もの	して主務省令で定めるもの
門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定める	四(信託専門関連業務)専ら信託業に付随し、又は関連する業務と
ハ その他の会社であって、農林中央金庫の子会社である証券専	して主務省令で定めるもの
ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社	三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務と
社	の
イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会	は信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるも
二 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社	金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務、証券業又
して主務省令で定めるもの	る会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務と	従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げ
るところによる。	るところによる。
2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め	2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
ことを予定している会社を含む。)	予定している会社を含む。)
号において同じ。)で主務省令で定めるもの(当該持株会社になる	いて同じ。) で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを
四号) 第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。次項第二	四号) 第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。 次項にお
禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十一	禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持

3 (略)

営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

その他の会社であって、

農林中央金庫の子会社である信託兼

4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八年、農林中央金庫は、子会社対象会社に高いる場合を除き、あらかじめ、主という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農という。)を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農産、対策を営んでいる会社に限る。)を除く。以下「認可対象会社」を対象を営んでは、第一項第一号から第八名、農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八名、農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八名、農林中央金庫は、第二項第一号から第八名、農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八名、農林中央金庫は、

5~8 (略)

- よゝ。 令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省
- む会社に限る。) を子会社としようとするとき (農林中央金庫及びっては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営一 第一項第八号又は第九号に掲げる会社 (同項第八号の会社にあ

3 (略)

4

務大臣の認可を受けなければならない。 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五農林中央金庫は、子会社がならない。 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第五農林中央金庫は、子会社がない。 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第五農林中央金庫は、子会社がない。 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号がら第五

5~8 (略)

- む会社に限る。) を子会社としようとするとき (農林中央金庫及びっては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営業・項第五号又は第六号に掲げる会社 (同項第五号の会社にあ

む。) の認可を受ける場合を除く。)。 法律第十五条第一項 (同法第二十七条において準用する場合を含特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する

二 (略)

記子会社等が合算して、農林中央金庫の子会社」とする。 は、同号イ及び八中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農 は、同号イ及び八中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農 は、同号イ及び八中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農 は、同号イ及び八中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農 が開拓・関係を行う場合における第一項第八号の規定の適用について

(農林中央金庫等による議決権の取得等の制限)

権を取得し、又は保有してはならない。

「第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。
第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一

む。) の認可を受ける場合を除く。)。 法律第十五条第一項 (同法第二十七条において準用する場合を含特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する

一 (略)

属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従、第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農林中

(農林中央金庫等による議決権の取得等の制限

得し、又は保有してはならない。 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た権数 (当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た第二号、第二号、第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下こ第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社 (前条第一

2 { 8

略)

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号) (附則第百五条関係)

ら第三十一号:まで及て第三十三号:に接げる金融機関等・ 内閣総一 ・ ら第	内閣総 十九号か	第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から 一 第	定める行政庁とする。	に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に に応じ	第十三条(この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分 第十三条	(主管行政庁等) (主管	受業		第七	(削る)	二十五~二十七 (略) 二十四	規定する信託受益権販売業者	二十四 信託業法 (平成十六年法律第 号)第二条第十一項に (新設)		う。 つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをい 第二条	(定義) (定義)	改正案	
ら第三十一号まで及て第三十三号に掲げる金融機関等、	で及び第三十三号こ曷ずる金独幾関等、第二十三号から第二十五号まで、第二	第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から	定める行政庁とする。	に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に	第十三条(この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分)	(主管行政庁等)	受業者を含む。)	十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲	第七十七号) 第二条第八項に規定する小口債権販売業者(同法第六	□ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律)	二十四~二十六 (略)		요)	二十三 (略)		第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをい	我)	現	

2~8 (略)	2~8 (略)
九~十四 (略)	八~十三 (略)
の規制に関する法律第七十二条第一項に規定する主務大臣	
八 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 特定債権等に係る事業	(削る)
規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣	の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣
七 第二条第二十六号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業の	七 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業
二~六 (略)	

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号) (附則第百七条関係)

力を有する。 規定による改正前の信託業法第三十条第二項の規定は、なおその効対される旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものと(信託業法の一部改正に伴う経過措置)	第三十条第二項を削る。うに改正する。(信託業法の一部改正)	附則改正案
有する。 「信託業法の一部改正に伴う経過措置) 「信託業法の一部改正に伴う経過措置)	第十条第二項を削る。第五十八条(信託業法の一部を次のように改正する。	附則現行

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号) (附則第百八条関係)

2 (略) た金融機関をして)への金鉛信託		三(信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す		等を運用してはならない。	第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金	(再資源化預託金等の運用)	改正案
2 (略)		三に信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託	(略)	等を運用してはならない。	第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金	(再資源化預託金等の運用)	現

日本郵政公社法 (平成十四年法律第九十七号) (附則第百九条関係)

三 (略)	信託業務を営む金融機関への金銭信託	一 (略)	金を運用してはならない。	第四十六条(公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕 第	(余裕金の運用)	十一•十二 (略)	 イ・ロ (略)	あっては、次に掲げる方法により運用するものに限る。	号において同じ。) への信託。ただし、運用方法を特定するものに	の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第四十六条第二	兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項	十 信託会社又は信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の	〜九の二 (略)	を運用してはならない。	第四十一条(公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金 第	(郵便貯金資金の運用)	改正案
三 (略)	二 信託会社への金銭信託	一 (略)	金を運用してはならない。	第四十六条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕	(余裕金の運用)	十一•十二 (略)	 イ・ロ (略)			は、次に掲げる方法により運用するものに限る。	いて同じ。) への信託。ただし、運用方法を特定するものにあって	十 信託会社 (信託業務を営む銀行を含む。)第四十六条第二号にお	一~九の二 (略)	を運用してはならない。	第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金	(郵便貯金資金の運用)	現行

独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百四十七号) (附則第百十条関係)

2 (略)	機関をいう。)への信託	(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融	業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託	一 (略)	法により、業務上の余裕金を運用することができる。	第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方	(余裕金の運用の特例)	改正案
2 (略)			会社又は信託業務を行う銀行への信託	二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託	一 (略)	法により、業務上の余裕金を運用することができる。	第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方	(余裕金の運用の特例)	現行

独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号) (附則第百十一条関係)

第一号において「信託会社等」という。)に信託することができる。その貸付債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関(次条条の規定により政府が保証するものを除く。)の担保に供するため、第十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務(前(債券の担保のための貸付債権の信託)	(業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲)	改正案
することができる。 (債券の担保のための貸付債権の信託)	7 (略) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (業務の範囲) (またい、 は、	現

四 (略)	るもの	三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があ	一・二 (略)	ない。	2 機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはなら	第二十三条 (略)	(
四 (略)	契約があるもの	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの	・ (略)	ない。	2 機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはなら	第二十三条 (略)	(挥会)

株式会社産業再生機構法 (平成十五年法律第二十七号) (附則第百十二条関係)

3 (略)	に限る。)の規定を適用する。	係る部分に限る。) 及び第十五条 (第五号から第七号までに係る部分	に関する法律第七条、第七条ノニ、第十一条(第一号及び第二号に	十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等	十六年法律第 号) 第二十四条第一項、第二十八条並びに第二	関とみなして、同法第四条第一項において準用する信託業法(平成	(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機	を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	2(機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務)	第二十条 (略)	(銀行法等の適用)	改正案
3 (略)		<i>y</i>	□ 八号までに係る部分に限る。)の規定を適用する。	兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条 (第六号から第	□ 法律第六十五号) 第十条第四項の規定並びに金融機関の信託業務の	関とみなして、同法第四条において準用する信託業法(大正十一年	(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機	を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	3/2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務	第二十条 (略)	(銀行法等の適用)	現

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第二十八号) (附則第百十三条関係)

る。 (施行期日)	附則	第三条(略)(内閣府設置法の一部改正)	(削る)	改正案
第六十五号)附則第五十八条の規定の施行の日から施行する。場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第一条(この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行す(施行期日)	附則	第四条(略)(内閣府設置法の一部改正)	第二十条第二項中「第十条第四項」を「第十条第三項」に改める。部を次のように改正する。第三条(株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一(株式会社産業再生機構法の一部改正)	現行

独立行政法人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三号) (附則第百十四条関係)

(也求環竟基金) (也求環竟基金)

地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) (附則第百十五条関係)

改正案	現
(余裕金の運用)	(余裕金の運用)
第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、	第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、
業務上の余裕金を運用してはならない。	業務上の余裕金を運用してはならない。
(略)	一•二 (略)
三に信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関す	三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
る法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け	
た金融機関をいう。第六十六条第七項において同じ。) への金銭信	
託	
(権利義務の承継等)	(権利義務の承継等)
第六十六条 (略)	第六十六条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相	7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相
当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と	当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的と
して、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信	して、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託し
託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承	なければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継し
継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。	てもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十六年法律第

号

(附則第百十六条関係)

第二章 その他の関係法律の整備等 (第六条 — 第百三十八条)第一章 (略) と	第二章 その他の関係法律の整備等 (第六条 ―第百三十七条)第一章 (略) 現 行
第百七条削除	により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」第四十条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定第七十七号)の一部を次のように改正する。第日七条(特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)
	」に改める。 に改める。
」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始同条第二項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定によりように改正する。ように改正する。(信託業法(平成十六年法律第(号)の一部を次の「信託業法の一部改正)	(新設)

の決定」に改める。

第五十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、

「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中同条第二項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、

「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定によ

める。
「改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改

める。「いっぱり」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改り」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定により」を「破産手続開始の決定により」を「破産手続開始の決定により」を「

改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を

第百三十八条 (略)

化に関する法律の一部改正)

附則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 (略)

2・3 (略)

国証券業者に関する法律及び信託業法の規定並びにこれらの規定にに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、外4 施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

化に関する法律の一部改正)改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動(特定目的会社による特定資産の流動に関する法律等の一部を

第百三十七条 (略)

附則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 (略)

2・3 (略)

外国証券業者に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則のに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法及び4 施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

の適用については、 定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則 のとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特 正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するも び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改 拠出年金法、 壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、 法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破 新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法 係る事業の規制に関する法律、 正化に関する法律、 抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、 る法律、不動産の鑑定評価に関する法律、 国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する 報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、 始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、 法律、電気通信事業法、 著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開 浄化槽法、 **積立式宅地建物販売業法、銀行法、** 使用済自動車の再資源化等に関する法律、 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、 なお従前の例による。 前払式証票の規制等に関する法律、 電気通信役務利用放送法、 不動産特定共同事業法、 貸金業の規制等に関する法 外国証券業者に関する法 水洗炭業に関す 遊漁船業の適 保険業法、 信託業法及 商品投資に 測量法、 通知又は 確定

係る罰則の適用については、

なお従前の例による。

5 いては、 律、 法律、 動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用につ 同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる 会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律 拠出年金法、 壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、 新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法 係る事業の規制に関する法律、 正化に関する法律、 抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、 律 る法律、不動産の鑑定評価に関する法律、 法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、 国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する 報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、 始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、 適用については、 著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、 **積立式宅地建物販売業法、銀行法、** 浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破 なお従前の例による 使用済自動車の再資源化等に関する法律及び特定目的 なお従前の例による。 前払式証票の規制等に関する法律、 不動産特定共同事業法、 貸金業の規制等に関する法 外国証券業者に関する法 水洗炭業に関す 遊漁船業の適 更生手続閏 保険業法、 商品投資に 測量法、 通知又は 確定

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十六年法律第 号) (附則第百十七条関係)

改正案	現
(信託業法の一部改正)	
第八十八条 信託業法 (平成十六年法律第 号)の一部を次のよ	(新設)
うに改正する。	
第四条第二項第二号及び第八条第二項第二号中「会社登記簿の謄	
本」を「会社の登記事項証明書」に改める。	
第五十二条第二項の表第八条第二項第二号の項を次のように改め	
ට ි	
第八条第二項第二 会社の登記事項証 登記事項証明書	
号明書	
第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条	
第二項第三号及び第八十七条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」	
を「会社の登記事項証明書」に改める。	
(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改	(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改
正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に	正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に
関する法律の一部改正)	関する法律の一部改正)
第八十九条 (略)	第八十八条 (略)
(集用)	(集用)
`	
第九十条 (略)	第八十九条 (略)

2 (略)	2 (略)
四~八 (略)	四~八 (略)
イ・ロ (略)	イ・ロ(略)
	は、次に掲げる方法により運用するものに限る。
るものに限る。	む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあって
用方法を特定するものにあっては、次に掲げる方法により運用す	第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営
三 信託会社 (信託業務を営む銀行を含む。) への信託。ただし、運	三 信託会社 (信託業法 (平成十六年法律第 号)第三条又は
一·二 (略)	一•二 (略)
的に行われなければならない。	的に行われなければならない。
金積立金」という。) の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率	金積立金」という。) の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率
第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金 (以下「国民年	第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金 (以下「国民年
託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法	託された積立金 (以下「厚生年金積立金」という。) 及び国民年金法
第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄	第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄
(積立金の管理及び運用)	(積立金の管理及び運用)
現行	改正案

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一
8一部を改正する法律
>る法律 (平成十六年法律第
号)
(附則第百十九条関係)

一条の四十七第一項第五号又は第六号に掲げる会社(認可対象)が、第十条第一項第三号の事業を行う農業協同総合連合会が第十	六(第十条第一項第三号の事業を行う農業劦司組合連合会が第十一〜五(略)	ければならない。	農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出な	第九十七条の二(組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第	第九十七条の次に次の二条を加える。	(中略)	二(略)		四十七第一項第一号から第四号までに掲げる会社	つては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の	ハの第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあ	イ・ロ (略)	る者を除く。)	三 組合が主たる構成員又は出資者となつている法人 (次に掲げ)	第十二条第二項第三号を次のように改める。	(中略)	次のように改正する。	第一条 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を │第一条	(農業協同組合法の一部改正)	改正案
一条の四十七	六(第十条第一項第三号の事業を行う農業劦司組合連合会が第十一〜五(略)	ければならない。	農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出な	第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、	第九十七条の次に次の二条を加える。	(中略)	二(略)	介専門会社	四十七第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲	つては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の	ハの第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあ	イ・ロ (略)	る者を除く。)	三 組合が主たる構成員又は出資者となつている法人 (次に掲げ	第十二条第二項第三号を次のように改める。	(中略)	次のように改正する。	条 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を	(農業協同組合法の一部改正)	現

(以下略) 第九十七条の三 (略) 七~十二 (略) いて同じ。)を除く。)を子会社としようとするとき。	(以下略) (以下略) おからの (以下略) (以下略) (以下略) (では、) を除く。) を子会社としようとするとき。 いて同じ。) を除く。) を子会社としようとするとき。
会社 (同条第四項に規定する認可対象会社をいう。 第八号にお	会社(同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号にお

金融庁設置法 (平成十年法律第百三十号) (附則第百二十条関係)

四~二十七 (略)	<u>ا</u> ــٰــا
ヤ・マ (略)	
ク 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者	(削る)
才 (略)	ク (略)
社、特定譲渡人及び原委託者をいう。)	譲渡人及び原委託者をいう。)
百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会	百五十条の三及び第百六十三条に規定する特定目的会社、特定
動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第	動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第
ノ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者 (それぞれ資産の流	オー特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流
ラ〜井 (略)	- イン (略)
	代理業又は信託受益権販売業を営む者
(新設)	ラ 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)、信託契約
ローナ(略)	ローナ (略)
は無尽業を営む者	
イ 銀行業、信託業 (担保付社債に関する信託事業を含む。) 又	イ 銀行業又は無尽業を営む者
三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。	三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。
一・ (略)	
かさどる。	かさどる。
第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ	第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ
(所掌事務)	(所掌事務)
現	改正案